

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	101
○一般競争入札の実施..... (子ども未来づくり推進室)	101
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	102
○一般競争入札の実施..... (農政課)	103
○家畜伝染病検査の命令..... (酪農畜産課)	104
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	105
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	105
道監査委員公表	
○監査公表第12号.....	106

告 示	
北海道告示第1647号	
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。	
平成15年9月16日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等
図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	08469-9 みこすり半劇場 巨乳ちゃん
同	13695-10 芸能BOX
同	13881-09 COMIC ぴーた
同	02591-09 実話カルビ POWER
同	08398-09 実話ウォーA組
同	08023-10 別冊ブブカ BUBKA
同	20438-9/9 週刊大衆増刊パパラッチ
同	02066-09 増刊おとこの遊艶地 MEN'S GOLD
	2003年9月号増刊

同	20326-9/15	増刊週刊実話	2003年9月15日号	株式会社日本ジャーナル出版
同	13878-8	裏風 マジネタ	2003年8月20日発行	株式会社ワニマガジン社
同	04167-09	Street SUGAR	2003年9月号	株式会社サン出版
同	08877-9	Yha! やあ! Hip&Lip	2003年9月号	ワニマガジン社
同	07680-9	ZUBA 王【ズバオー】ビデオボーイ	2003年9月号増刊	英知出版株式会社
同	03911-9	monthly GON!	2003年9月号	ミリオン出版株式会社
同	13319-9	KEITAI BANDITS	2003年9月号	同
同	04039-09	ザ・ベスト MAGAZINE ORIGINAL	2003年9月号	株式会社ハローケイエンターテインメント
同	16152-9	デカ CHUッ DEKA-CHU!	2003年9月号増刊	株式会社ワニマガジン社
同	05463-09	SP-EVO すっぴんえぼりゅーしょん	2003年9月号	英 知 出 版
DVD-ROM		- スガタ - 完全版		メ イ ビ ー ソ フ ト
コミック	ISBN4-86093-001-0	筋肉男 キンニクオトコ Vol. 4		光 彩 書 房
指定の理由		著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため		

北海道告示第1648号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 新聞紙面利用による少子化に関する道民意識啓発業務
- (2) 委託業務の仕様 入札説明書による。
- (3) 委 託 期 間 契約の日から平成15年11月10日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年9月1日現在において、引き続き2年以上広告業を営んでいること。
- (5) 社団法人日本公告業協会又は社団法人北海道広告業協会に加入していること。
- (6) 営業の拠点(本・支店を問わない。)を道内に有していること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年9月16日（火）から26日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- (3) 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室
- (4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 3の(3)に同じ。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年10月7日（火）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則題30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3の(3)に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5以上に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 764

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年1月16日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市三条通十八丁目左3号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊岡ショッピングセンター 旭川市豊岡3条2丁目

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時（年52日午前9時）

閉店時刻 午後 8 時（年180日午後 9 時） （変更後）開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時45分 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前 9 時30分（年52日午前 8 時30分）から 午後 8 時30分（年180日午後 9 時30分）まで （変更後）午前 8 時30分から午後10時まで (4) 変更する年月日 平成15年 8 月30日 (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
小売業を行う者の氏名又は名称	代 表 者 の 氏 名	住 所
旭 川 電 気 軌 道 株 式 会 社	代表取締役 豊島 弘通	旭川市 3 条通18丁目左 3 号
サ ザ エ 食 品 株 式 会 社	代表取締役 野村 とみ	札幌市中央区宮ノ森 4 条 1 丁目 1 - 35
株 式 会 社 グ ウ ー	代表取締役 市川 哲夫	埼玉県新座市馬場二丁目 6 番 7 号
株 式 会 社 ロ バ 菓 子 司	代表取締役 水道 トヨ	旭川市上常盤町 1 丁目
株 式 会 社 き く や	代表取締役 佐藤 直樹	旭川市 4 条24丁目右 9 号
株 式 会 社 吉 川 園	代表取締役 吉川 呂志	旭川市 6 条12丁目
有 限 会 社 す が わ ら 生 花 店	代表取締役 菅原 政見	旭川市 8 条 7 丁目 2 号
有 限 会 社 キ ー ロ ッ ク 旭 川	代表取締役 前山 茂作	旭川市 3 条16丁目右 1 号
株 式 会 社 ま さ る や	代表取締役 高澤 勝	旭川市永山 7 条 1 丁目 1 - 8
株 式 会 社 ダ イ エ ー	代表取締役 高木 邦夫	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1
株 式 会 社 ニ ュ ー ス テ ッ プ	代表取締役 高田 覚司	東京都中央区新川一丁目22番15号
有限会社めがねのナカムラ	代表取締役 中村 和宏	旭川市豊岡 4 条 1 丁目
株 式 会 社 横 井 時 計 店	代表取締役 横井 守	札幌市白石区東札幌 3 条 2 丁目 1 番57 - 712号
株 式 会 社 山 一	代表取締役 山 清	旭川市宮下通10丁目
株 式 会 社 マ リ エ ッ タ	代表取締役 村林 秀雄	旭川市旭神町 3 条 5 丁目
株 式 会 社 三 貴	代表取締役 木村 和臣	東京都豊島区東池袋三丁目 4 番 3 号
株 式 会 社 モ ン パ ル ノ	代表取締役 阿部 公	神奈川県横浜市中区伊勢佐木町 6 - 147
株 式 会 社 リ ー ド プ リ ン ト	代表取締役 経沢 米作	旭川市豊岡 2 条 2 丁目 6 - 2

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,320㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 941台

(イ) 駐輪場の収容台数 420台

(ウ) 荷さばき施設の面積 438㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 118.9㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 5 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年 8 月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び旭川市商工観光部商業課

(2) 縦覧期間 平成15年 9 月16日（火）から平成16年 1 月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

北海道告示第1650号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 9 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

消毒用エタノールほか全12点（別表のとおり）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年10月15日

(4) 納 入 場 所 北海道知事が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年9月16日から24日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

3の(1)のウに同じ。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎7階農政部大会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年10月2日 午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3の(1)のウに同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道農政部農政課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 126

- (4) この入札の執行は、公開する。

- (5) 詳細は、入札説明書による。

別 表

物 品 の 名 称 等			数量	単位	物 品 の 名 称 等			数量	単位
1	消毒用エタノール	(16ℓ)	34	缶	7	ヨードホル剤	(500g)	12	本
2	消毒用エタノール	(500ml)	155	本	8	次亜塩素酸ナトリウム	(1kg×10個)	78	箱
3	ホルマリン	(特級500g)	50	本	9	次亜塩素酸ナトリウム	(5kg)	56	箱
4	生石灰	(20kg)	210	袋	10	メタノール	(特級500g)	36	本
5	オルソ剤	(500g)	14	本	11	エタノール	(特級500g)	200	本
6	逆性石鹼	(1ℓ)	221	本	12	炭酸ナトリウム	(25kg)	10	袋

北海道告示第1651号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年9月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健 衛生所長の定める日） 登 別 市 平成15年10月20日から11月21日まで 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。 4 実 施 の 方 法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。 北海道告示第1652号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成15年9月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町泉川9の40・12の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、9の58、12の24 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）	ア マニアスプレッド 9.0t級 3台 イ マニアスプレッド 6.4t級 1台 （ア及びイの事項については、それぞれ入札を行う。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成16年1月23日 (4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道十勝支庁総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成15年10月28日 午前11時（送付による場合は、平成15年10月27日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 そ の 他
支 庁 告 示	
北海道十勝支庁告示第19号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年9月16日 北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量	

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
 電話番号 0155 - 27 - 8508
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) 入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Manure Spreader 9.0t class 3
 b . Manure Spreader 6.4t class 1

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., October 28, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than October 27)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office,
 Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
 Phone : 0155-27-8508

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成14年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年9月16日

北海道監査委員 石 井 孝 一
 北海道監査委員 伊 藤 政 信
 北海道監査委員 前 田 榮 一
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

1 行政監査は、次の5つの事務を対象として実施した。

- (1) 地域政策補助金による事業の執行について
 (2) 道立保健所における業務運営について
 (3) 土木現業所における窓口事務について
 (4) 道立森林公園（道民の森・道立の森）の管理運営について
 (5) 公益法人に対する補助金交付事務等について

2 監査の結果は、次のとおりである。

地域政策補助金による事業の執行について

第1 監査の概要

1 監査の対象

地域政策補助金による事業の執行について

2 監査の対象部局

総合企画部及び各支庁地域政策課（後志支庁は地域政策観光課）

3 監査の対象年度

平成12年度から平成14年度まで（必要に応じ他の年度も対象とした。）

4 監査の実施期間

平成14年11月から平成15年7月まで

5 監査の方法

監査対象部局に対し実地監査を行うとともに、補助事業者である市町村、民間団体に
 対し関係人調査を実施した。

6 監査の主眼

地域政策補助金は、交付の決定に関する権限が支庁長に委任されている補助金であり、
 地域重視の観点から逐次制度の改正が行われ、平成12年度には、地域性に応じた補助メ
 ニューを支庁において策定するなど、支庁長の権限が充実・強化されている。

このことから、地域政策補助金の交付事務や事業の効果などについて、次の点を主眼
 に監査を実施した。

- (1) 補助金の交付事務は適切に行われているか。
- (2) 補助事業の執行は適切に行われているか。
- (3) 事業の実績確認は適切に行われているか。
- (4) 事業の効果は明らかになっているか。

第2 監査の対象とした地域政策補助金の概要

1 地域政策補助金の趣旨

地域政策補助金は、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種事業に対し助成するものであり、補助金の交付の対象となる者は、市町村のほか、一部事務組合や広域連合及び支庁長が適当と認める団体となっている。

2 補助対象事業

総合企画部において、ハード系事業及びソフト系事業のそれぞれに補助金の交付の対象となる事業の基準を示し、支庁長は、これに基づき、地域の実情に応じて補助対象事業のメニューを決定している。

(1) ハード系事業

基準では、補助対象事業として、社会福祉・教育文化・生活環境・スポーツ・観光レクリエーション・産業振興・港湾利用促進の7分野と地域振興上特に必要と認められる事業を示し、これらの分野別に28の施設整備事業を例示している。

(2) ソフト系事業

基準では、補助対象事業として、地域における福祉・文化・情報化・国際化・景観・環境・特産品・農林水産業・商工観光業・地域間交流・移住促進・市町村広域行政に係る推進等の12分野を示し、これらの分野におけるイベント開催・広報宣伝・人材育成・調査研究・計画策定のための事業及び支庁長が特に必要と認める事業の6事業を例示している。

3 補助金の限度額及び補助率

ハード系事業とソフト系事業の補助金の限度額及び補助率は次のとおりである。

区 分		補 助 金 の 額			補助率
		上 限 額	下 限 額	単 位	
ハ ー ド 系 事 業	人口5万人以上の市	1億円（広域行政推進事業については2億円）	2,000万円	10万円	2分の1以内
	人口5万人未満の市町村		1,500万円		
	一部事務組合、広域連合				

ソ フ ト 系 事 業	市町村、一部事務組合、広域連合	500万円（複数の市町村が共同で行う事業については1,000万円）	50万円		
	支庁長が適当と認める団体	300万円	10万円		

4 補助の実績及び監査の対象とした補助事業

地域政策補助金の平成12年度から平成14年度までの補助金額及び補助事業数は、次のとおりであり、これらを対象として監査を実施したが、このうち、ハード系24事業、ソフト系84事業については、市町村、民間団体に対し、関係人調査を実施した。

年 度	区 分	補 助 金 額	補 助 事 業 数
12年度	ハ ー ド	3,280,900千円	107事業
	ソ フ ト	418,100千円	360事業
	計	3,699,000千円	467事業
13年度	ハ ー ド	3,105,000千円	100事業
	ソ フ ト	527,400千円	410事業
	計	3,632,400千円	510事業
14年度	ハ ー ド	2,765,300千円	94事業
	ソ フ ト	528,800千円	387事業
	計	3,294,100千円	481事業

第3 監査結果及び改善意見

1 補助金交付事務について

補助金の交付決定等の手続について監査を行った。

《監査結果》

(1) 補助金交付要綱の策定期間が遅れている

補助事業の執行は、補助金の交付決定通知を受けた後に着手することが基本とされており、補助事業者は、交付決定の内容やこれに付した条件に従って事業を執行しなければならないとされているが、道における補助金交付要綱の告示が7月に行われているため、交付決定通知前に着手している事業やすでに終了している事業を補助事業

としているものが多数あった。

(2) 補助対象事業の取扱いが明確でない

地域政策補助金の運用方針において、「専ら団体構成員を対象とする視察、大会、研修・サークル活動など、公益性に乏しい事業」は補助対象外事業としているが、専門家や関係団体の一部の参加をもって補助対象とした団体の総会や、参加者のほとんどが団体関係者となっていた競技大会を補助対象事業としているものがあった。

(3) 補助事業者の取扱いが適切でない

ソフト系事業の補助事業者は、運用方針において、「市町村等」と「支庁長が適当と認める団体」に区分され、「支庁長が適当と認める団体」であっても市町村が補助事業者の主体（実行委員会における事務局等）となっている団体については、「市町村等」として取り扱うことができるとされているが、市町村から団体に対して補助金が交付されていることをもって、その団体を「市町村等」として取り扱っているものがあった。

(4) 長期間継続して補助している

ソフト系事業は、運用方針において「継続して補助できる期間は、原則として3か年度」と定めているが、「優先採択事業」や「地域振興に有効」など、一般的な採択理由をもって、4年以上継続して補助しているものがあった。

(5) 補助対象外経費を補助対象経費としている

前年度に支出した経費や補助対象経費から除外することとされている経費を補助対象経費に含めているものがあった。

(6) 補助金の交付事務が遅延している

補助金の交付決定は、申請書を受理した後「速やかに」行うこととされているが、交付決定までに2か月以上、中には4か月以上も要しているものがあった。

《改善意見》

(1) 補助金交付要綱の告示を早期に行い、補助事業者が当該事業を適期に遂行できるようにするとともに、交付決定通知は、原則として事業着手前に行うこと。

(2) 補助事業の採択に当たっては、運用方針において補助対象外事業とした制度の趣旨を踏まえ、事業内容の的確な把握に努めること。

(3) 補助事業者の区分は、運用方針に基づき適切に取り扱うこと。

(4) 継続事業の補助期間を原則として3か年とした趣旨を踏まえ、適切な事業の採択に努めること。

(5) 補助金の交付決定に当たっては、補助対象経費の内容について適切に審査するとともに、額の確定においては、必要に応じて現地調査を行うこと。

(6) 補助金の交付決定は、申請書受理後速やかに行うこと。

2 補助事業の執行について

補助事業者における会計処理等を中心に事業の執行について監査を行った。

《監査結果》

(1) 帳簿等の記録及び保管が適切でない

ア 補助事業者は補助事業に係る帳簿や預金通帳等を整備し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないが、これら帳簿等が整備されていないものや、預金通帳や領収書等を紛失しているものがあった。

イ 帳簿や預金通帳等には、補助事業に係る経費と他の事業に係る経費が混在して記帳されていたため、補助事業に係る経費が明らかになっていないものがあった。

(2) 物品の管理が適切でない

継続事業において、2か年度にわたって同じ競技用具を購入しているが、前年度に購入したもののうち使用可能なものの把握を行っていないため、新たに購入する根拠が明らかになっていないものがあった。

《改善意見》

(1) 補助事業者に対し、補助事業に係る帳簿や預金通帳等は、他の事業に係る経費とは明確に区分して整備するとともに、これら関係書類の保管を適切に行うよう指導すること。

(2) 継続事業において、毎年度同様の物品を購入する場合は、保有物品の使用の可否を点検し、経済的な購入に努めるよう指導すること。

3 事業の実績確認について

補助事業に係る収支の状況や成果品等の確認が適切に行われているかについて監査を行った。

《監査結果》

(1) 収入及び支出に係る実績確認が十分に行われていない

ア 補助金の実績報告において、提出された実績報告書や領収書等の関係書類では経費の内訳の実態が把握できないものや、参加料収入の基礎とした人数と参加者名簿の人数が一致していないものがあった。

イ 実績報告書に記載された収入の額が、補助事業者の出納簿等における収入の額と一致していないものがあった。

(2) 収支差額の取扱いが明確でない

ア 補助金の実績報告において、実績報告書では収支が同額となっているが、実際には繰越金が発生しているものがあった。

イ 実績報告書では収支の差額が報告されているが、収支同額として補助金の額を確定しているものや、収支の差額を補助事業者である団体の一般会計に繰り入れ、実績報告書の収支を同額としているものがあった。

(3) 補助対象事業に係る経費が明確になっていない

事業の一部を補助対象事業として補助金を交付しているが、事業全体に係る経費の内訳等、収支の内容が整理されていない状況で、交付申請等を行ったため、補助対象経費の根拠が明らかになっていないものがあった。

(4) 補助対象経費の確認が十分に行われていない

交付申請書に記載された事業着手日以前に支出している経費を、補助対象経費に含めて額の確定を行っているものがあった。

(5) 成果品の確認が適切に行われていない

ア 実績報告書では、補助対象事業となっている広報紙の発行は、当該年度末までに行われたことになっているが、実際には、翌年度の7月に発行されているものがあった。

イ 補助事業で作成されたガイドブックに、補助事業者ではない他の団体名のみが印刷されているものがあった。

(6) 支出の執行確認が適切に行われていない

補助事業において、標語を募集し、優秀作品の作成者に対して郵送により金品を贈呈しているが、その執行の確認を、現金書留や小包の送り状などによらずに、補助事業者自らの証明書等により行っているものがあった。

(7) 経費が未払のままになっている

平成13年度補助金の実績報告書において、未払となっている補助対象経費が、監査を行った平成15年4月の時点でも未払の状態となっているものがあった。

《改善意見》

- (1) 収入及び支出に係る実績確認については、それぞれの経費の根拠となる請求書、領収書、出納簿等の関係書類により適切に行うとともに、補助事業者に対して、収支の処理や実績報告が適切に行われるよう指導すること。
- (2) 補助金の交付決定や額の確定に当たっては、収入の内容について、帳簿や預金通帳等の関係書類の審査や現地調査等を適切に行うこと。
- (3) 事業の一部を補助対象事業とする場合には、補助対象事業に係る経費を明確に区分できる経理とするよう指導すること。
- (4) 補助金の額の確定に当たっては、補助対象経費の内容について、関係書類の審査や現地調査等を適切に行い、補助金の額を確定すること。
- (5) 補助事業の成果品の確認は、現物や領収書等の関係書類により、適切に行うこと。
- (6) 贈呈経費に係る執行の確認は、客観性のある方法により行うこと。
- (7) 補助金の実績報告の際に未払となっている経費については、請求書等の関係書類により内容を確認するとともに、必要に応じて、補助事業者に支払の事実を確認すること。

4 事業の効果について

補助事業における当初の目的と実際の効果について監査を行った。

《監査結果》

施設等の有効活用が図られていない

- (1) 当初、近隣の町を含めた広域的な活用を計画して施設を整備したが、近隣の町にも同種の施設が整備されていたため、実際には、施設を設置した町の住民が専ら利用する施設となっているものがあった。
- (2) 日帰り客と宿泊客を合わせ、年間約2万3,000人の利用者を見込んだコミュニティ施設を整備したが、初年度が日帰り客12人、宿泊客659人であり、翌年度においても日帰り客0人、宿泊客809人となっており、利用計画を大きく下回る状況となっているものがあった。
- (3) 自然環境をテーマとした学習の場として、会議室を備えた学習センターを整備したが、テーマに沿った利用が、2割程度にとどまっているものがあった。
- (4) 港湾の荷役業務の増加を見込んで自走式荷役機械を購入したが、購入後一度も使用されていないものがあった。

《改善意見》

利用されていない設備や当初の計画と異なった利用状況となっている施設について、補助事業者に対し、施設・設備の有効活用や利用方法の改善について検討するよう指導すること。

道立保健所における業務運営について

第1 監査の概要

1 監査の対象

道立保健所における業務運営について

2 監査の対象部局

道立保健所、保健福祉部及び環境生活部

3 監査の対象年度

平成11年度から平成13年度まで（必要に応じ他の年度も対象とした。）

4 監査の実施期間

平成14年11月から平成15年7月まで

5 監査の方法

監査対象部局に対し、実地監査を行った。

6 監査の主眼

道では、平成10年以降、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）の趣旨に沿って、道立保健所（以下「保健所」という。）の再編整備、機能強化を図っており、保健所は地域保健対策の推進の拠点として活動を行っている。

このような中で、食品の安全性の確保や感染症対策の推進をはじめとして、保健、衛生及び医療の分野に対する道民の関心が高まっていることから、これらの分野における課題に的確に対処しているかなど、保健所の業務の運営について、次の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 保健所運営協議会の設置・運営は適切に行われているか。
- (2) 法令等に基づく監視、検査等は適切に行われているか。
- (3) 市町村保健センターとの役割分担や連携・協力は適切に行われているか。
- (4) 感染症や食中毒などの「健康危機」発生に備えた体制は適切なものとなっているか。
- (5) 道単独補助事業に係る事務処理や現地確認等は適切に行われているか。
- (6) 検査等機器の取得、管理及び利用は適切に行われているか。
- (7) 物品の購入、管理等は適切に行われているか。
- (8) 庁舎管理等は適切に行われているか。

第2 保健所の概要

法では、保健所は、地域保健等に関する企画、調整、指導及びこれらに必要な事業、地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な地域保健に関する情報収集等の事業、各保健所の所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関する市町村相互間の連絡調整並びに市町村の求めに応じて実施する技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこととされており、地域保健に関する広域的・専門的・技術的拠点としての役割を担っている。

保健所は、保健福祉部に属する出先機関であり、北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）及び北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）に基づき、現在26か所設置されており、また、その事務の一部を分掌させるため14か所の支所が設置されている。その職員数は、平成14年10月1日現在、1,266人であり、うち技術職員は875人（69.1%）、事務職員は391人（30.9%）となっている。

また、保健所は、市町村を広域的に支援し、比較的高度で専門性の高いサービスを提供する「中心的保健所」、中心的保健所のうち、特に食品、生活衛生などの広域監視や高度な試験・検査など、より広域的業務を行う「主要な保健所」、中心的保健所圏域内の地域特性や保健事情を考慮した「地域特性保健所」に区分され、その設置数及び名称は、次の表のとおりである。

保健所の区分、設置数及び名称

区 分	設置数	名 称
中心的保健所	11	江差、八雲（今金）、江別（石狩）、滝川、深川、浦河、名寄、富良野、留萌（天塩）、紋別（遠軽）、根室

中心的保健所 （主要な保健所）	10	渡島（木古内、森）、倶知安（余市）、岩見沢（由仁）、室蘭、苫小牧、上川、稚内（浜頓別、利尻）、北見、帯広（新得、広尾、本別）、釧路（標茶）
地域特性保健所	5	千歳、岩内、静内、網走、中標津

注1 名称欄の（ ）内は、各保健所の支所である。

第3 監査結果及び改善意見

1 保健所運営協議会の設置・運営について

保健所運営協議会は、北海道保健所運営協議会条例（昭和29年北海道条例第1号）に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置されているが、附属機関等の設置及び運営に関する基準（平成10年3月30日行管第232号総務部長通知。以下「設置運営基準」という。）等に基づき、保健所運営協議会の設置・運営が適切に行われているかについて、監査を行った。

《監査結果》

(1) 保健所運営協議会の委員の選任について、設置運営基準等が遵守されていない

ア 委員の選任に当たっては、附属機関等の設置目的等に応じ、委員の一部について公募に努めることとされているが、これまで公募による選任は行われていなかった。

イ 原則として、選任時満69歳を上限とする年齢制限や任期2年で4期までとする在任期間の制限が定められているが、特別の理由がないのに、満70歳を超える者や、在任期間4期8年を超える者を委員に選任している保健所があった。

また、同一人を他の附属機関と重複して委員に選任しようとする場合は、4機関にとどめることとされているが、重複の有無を確認していないため、5機関以上となる委員を選任している保健所があった。

ウ 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」（平成10年3月17日北海道男女共同参画推進本部決定）では、平成10年度から平成19年度までの女性委員の登用率の目標値を30%とすることとされているが、保健所運営協議会の委員定数10人～15人に対して、平成13年度における女性委員の割合が10%台にとどまっている保健所があった。

(2) 保健所運営協議会の運営について、設置運営基準が遵守されていない

ア 委員の氏名等については、公表することとされているが、公表を行っていない保健所があった。

イ 会議記録等については、審議経過等が明確になるよう作成し、公開に当たっては、コンピュータ・ネットワークへの掲載について検討を進めることとされているが、会議記録等に審議経過を記載していない保健所があるとともに、全ての保健所においてコンピュータ・ネットワークへの掲載について検討が行われていなかった。

(3) 保健所運営協議会が積極的に活用されていない

保健所運営協議会は、地域保健対策に各界各層の幅広い意見を反映させていく重要な役割を担っているが、その議事内容は、前年度の事業報告や翌年度の事業計画の説明がほとんどであり、保健所長からの諮問は、これまで行われたことはなかった。

《改善意見》

(1) 次期委員の選任に当たっては、委員の一部について公募に努めるとともに、年齢や在任期間などの制限に抵触することのないよう適切な執行に努めること。

また、女性委員の登用については、その登用率の目標値を達成するよう努めること。

(2) 委員を新たに選任する場合、委員の氏名等を公表すること。

会議記録等は、審議経過等が明確になるよう作成すること。また、会議記録等のホームページ等への掲載について検討する必要がある。

(3) 地域課題等について諮問を行うなど、積極的な活用について検討する必要がある。

2 法令等に基づく監視、検査等について

医療提供体制の確保のための立入検査、医薬品等の品質確保や毒劇物等による健康危害の防止のための立入検査、生活衛生営業施設の衛生確保のための監視・指導、食品の生産から製造加工、流通、販売及び消費に至る過程での安全確保のための監視・指導及び食品の検査、水道施設の維持管理のための立入検査、建築物の環境衛生のための立入検査などが、法令等の規定に基づき、適正に執行されているかについて、監査を行った。

《監査結果》

(1) 監視、検査等が十分に行われていない

ア 医療監視・精神保健監視が十分でない

(ア) 道民が適正な医療を受けることができるようにするため、医療法（昭和23年法律第205号）等に基づき、病院、診療所等の管理運営について、立入検査を実施することとされている。

道が定めた医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施方針では、療養病床を設置する診療所については年1回以上の立入検査を実施することとされているが、立入検査を行っていない保健所があった。

(イ) 入院中の者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保のため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）等に基づき、精神病院を対象に立入検査を実施することとされている。

道が定めた精神病院実地指導要領（平成10年10月19日保健第769号保健福祉部長通知）では、年1回立入検査を実施することとされているが、立入検査を行っていない保健所があった。

イ 薬事監視・温泉監視が十分でない

(ア) 医薬品等の安全な品質の保持と取扱いの適正化のため、薬事法（昭和35年法律

第145号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）等に基づき、薬局、販売業者、医療機関等を対象に、立入検査を実施することができることとされている。

道が定めた、薬事監視指導要領（平成3年5月7日薬務第185号薬務課長通知）では、「年度当初に薬事監視指導年間実施計画を策定し、各業態とも年1回以上監視指導を実施するよう努めること。」とし、また、医薬品等一斉監視指導要領では、「許可施設数の概ね20％に相当する店舗」を対象に立入検査を実施することとされているが、年間実施計画を策定していない保健所や薬局に対する実施率が20％未満となっている保健所があった。

(イ) 温泉を保護し、その適正な利用のため、温泉法（昭和23年法律第125号）等に基づき、源泉、温泉利用施設を対象に、立入検査を実施することができることとされている。

道が定めた温泉監視指導要領（平成11年6月10日薬務第336号保健福祉部長通知）では、年に1回以上立入検査を実施することとされているが、立入検査を行っていない保健所があった。

ウ 生活衛生施設の監視が十分でない

営業施設の衛生水準の維持向上のため、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）等に基づき、生活衛生施設を対象に、立入検査を実施することができることとされている。

道が定めた監視指導要領（平成10年3月24日食品第859号保健福祉部長通知）では、年に1回以上立入検査を実施することとされているが、公衆浴場に対する実施率が2.6％となっている保健所や、旅館や興行場などに立入検査を行っていない保健所があった。

また、立入検査では、照度計を携帯し施設内の明るさを測定することとされているが、照度計が整備されていないため、全ての保健所において必要な測定が行われていなかった。

エ 食品衛生監視が十分でない

食品、施設等の衛生管理の徹底と、食品衛生の水準向上のため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に基づき、食品の製造、販売、飲食等の施設を対象に、監視を実施することとされている。

食品衛生法等では、食品衛生種目ごとに年当たりの監視回数基準を規定しているが、年12回の監視と定められている飲食店営業施設の一部の業態について、「3年に

1回の監視」と内部決定している保健所があった。

また、道が定めた「食品衛生重点監視の実施について」では、重点的に監視を実施する必要がある施設に対する年間及び月間監視計画を作成することとされているが、この計画を作成していない保健所があった。

オ 水道施設・特定建築物等の監視が十分でない

(ア) 安全かつ安定した飲料水の確保のため、水道法（昭和32年法律第177号）等に基づき、水道事業、水道用水供給事業、専用水道及び簡易専用水道の施設を対象に、立入検査を実施することとされている。

道が定めた水道法に基づく立入検査実施要領（平成11年5月18日環保第188号環境生活部長通知）では、年1回以上立入検査を実施することとされているが、当該施設に対する実施率が10.0%となっている保健所があった。

(イ) 多数の者が利用する興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、旅館等の特定建築物に対し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等に基づき、空気環境調整、給排水管理、清掃実施等の状況を立入検査をすることができることとされている。

道が定めた特定建築物等事務処理要領（昭和56年10月1日衛生施設第795号衛生部長通知）では、特定建築物所有者や登録業者を対象に年に1回以上立入検査を実施することとされているが、立入検査を行っていない保健所があった。

また、当該事務処理要領に定める年間実施計画を作成していない保健所や、必要とされる検査項目について検査を行っていない保健所があった。

(2) 抜き打ち検査が行われていない

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施方針においては、適正を欠く等の疑いのある医療機関に対しては、必要に応じて事前に通告を行うことなく立入検査を行うこととされ、また、精神病院実地指導要領においては、適正を欠く等の疑いのある精神病院に対しては、場合によっては予告なしに実施できることとされている。

事前に通知を行うことなく立入検査を実施するいわゆる抜き打ち検査は、監視効果を高め、医療機関の適正な管理運営の確保に資するものであるが、この抜き打ち検査は、監査の対象年度において行われていなかった。

《改善意見》

- (1) 監視、検査等は、年間計画を策定し、計画的かつ効率的に行うとともに、監視、検査等の実施に当たっては、法令等に基づき適正に行うこと。
- (2) 監視、検査等を実効性あるものとするために、監視、検査等を事前に通知しない抜き打ちの方法により実施することについて検討する必要がある。

3 市町村保健センターとの役割分担や連携・協力について

地域住民の健康の推進に寄与するため、法では、次の表のとおり、保健所にあつては

広域的・専門的なサービスを実施し、市町村保健センターにあつては住民に身近な健康相談、保健指導及び健康診査などの保健サービスを実施することとされていることから、保健所と市町村保健センターとの役割分担や連携・協力が適切に実施されているかについて、監査を行った。

保健所と市町村保健センターの主な業務

区 分	保 健 所	市 町 村 保 健 セ ン タ ー
母 子 保 健	市町村連絡調整・指導・助言 未熟児訪問指導 未熟児・障害児養育医療 障害児療育指導 慢性疾患児療育指導	母子健康手帳交付 1歳6か月児健康診査 妊産婦乳幼児保健指導 母子保健訪問指導事業 3歳児健康診査 妊産婦健康診査 乳幼児・妊婦・乳児健康診査
栄養指導相談	特に専門的な栄養指導 集団給食施設等に対する必要な援助指導 市町村に対する必要な援助指導	一般栄養指導 栄養相談業務

《監査結果》

(1) 技術支援を行う指針等が明確となっていない

法では、保健所は、市町村からの求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができることとされているが、この技術支援の決定やその内容に関する保健所としての指針等が明確となっていない保健所があった。

また、保健所の保健師等が市町村保健センターの本来業務に従事することは技術支援に該当しないが、市町村職員に替わって、基本健康診査、乳幼児健康診査、一般栄養指導などの業務に従事するために保健師等を派遣している保健所があった。

(2) 技術支援の取扱いが適切となっていない

市町村保健センターが実施する1歳6ヶ月児、3歳児健康診査に対し、技術支援として保健師を派遣していたが、その内容は、保健所の新任保健師自らの研修のための派遣となっている保健所があった。

(3) 町村に対する人材確保支援計画が適切となっていない

法では、保健所は、町村の申出に基づき、人材確保支援計画を定めて支援を行うとともに、毎年度事業評価を行い、支援計画の検討を行うこととされているが、事業評価や支援計画の検討を行わずに、3年間継続して支援している保健所があった。

また、道が定めた特定町村人材確保対策事業実施要領では、保健所が作成する計画において、年間の支援日数は原則として44人日以下とすることとされているが、実施計画の見直しを行うことなく、41日延べ105人日とこれを大きく上回った支援を行っている保健所があった。

《改善意見》

- (1) 技術支援のあり方について、指針等を明確にするよう検討する必要がある。
- (2) 保健所の新任保健師等に対する研修のあり方について、検討する必要がある。
- (3) 町村の課題や実態に即し、適切な人材確保支援計画を策定し、評価、検討を行うこと。

4 感染症や食中毒などの「健康危機」発生に備えた体制について

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日厚生省告示第374号）において、保健所は、地域における健康危機管理の中核的役割を果たすべきであるとして、平常時には、監視業務等を通じての健康危機の発生の未然防止や、総合的な健康危機管理システムの構築を、また、健康危機発生時には、その規模を把握し、医療機関等関係機関の活動を調整して、必要なサービスを住民に対して提供する仕組み作りを期待しているところであり、この方針に沿って、保健所の体制などが適切なものとなっているかについて、監査を行った。

《監査結果》

- (1) 健康危機管理連絡調整会議が機能していない

保健所では、健康危機管理連絡調整会議を設置し、平常時には、関係機関による健康危機管理に対する取組についての情報交換を行い、健康被害発生時には、被害の迅速かつ的確な調査等を行い、健康被害の拡大防止等を図ることとしているが、監査の対象年度において、この連絡調整会議が開催されていたのは2保健所で合わせて3回のみであった。

- (2) 地域の特性に適合した手引書が作成されていない

厚生労働省が作成した地域における健康危機管理に関するガイドライン（平成13年3月30日健総第17号。以下「ガイドライン」という。）では、保健所は、地域に特徴的な健康被害の発生のおそれを把握するとともに、地域防災計画等を踏まえ、地域の特性に適合した危機管理対策の手引書を作成する必要があるとされているが、所管区域内の空港又は港湾施設における健康危機の発生や津波、噴火等の自然災害による健康危機の発生を想定していない保健所があり、また、ガイドラインに沿って手引書を作成しているのは5保健所のみであった。

- (3) 手引書の実効性の確認が十分となっていない

ガイドラインでは、保健所において、健康危機管理対策の手引書を作成した場合は、関係者にその内容を十分に周知し、定期的な模擬的訓練等を行うことにより、その実

効性を確認する必要があるとされているが、保健所に備え付けている手引書に基づいての訓練は、監査の対象年度において、5保健所で合わせて6回実施されているのみであった。

- (4) 広域的な健康危機管理に係る近隣保健所等との連携体制が不十分となっている

ガイドラインでは、複数の保健所又は政令市等の保健所の管轄区域にまたがる健康危機についての責任の所在、指揮命令系統及び役割分担についてあらかじめ明確にしておく必要があるとされており、食中毒に関しては、生活衛生指導班運営要領（平成10年4月1日地医第68号保健福祉部長通知）に基づき、近隣保健所との連携等が明確となっているが、感染症に関しては、近隣保健所との連携が手引書等で明確に定められていなかった。

また、広域的な健康危機管理に関して、政令市等の保健所との指揮命令系統、役割分担などについて、協議が行われていなかった。

《改善意見》

- (1) 健康危機管理連絡調整会議について、定期又は随時の開催により、関係機関との情報交換を密にして、連携協力体制を確かなものとするなど、平常時から健康危機に備えておくこと。
- (2) 地域に特徴的な健康危機の発生のおそれを把握するとともに、地域の特性に適合した手引書の作成について検討する必要がある。
- (3) 健康危機管理対策の手引書の実効性を確認するため、関係機関と連携して、定期又は随時に訓練を実施すること。
- (4) 広域的な健康危機発生に備えるため、感染症に対する近隣保健所間の連携体制を明確にするとともに、政令市等の保健所とも協議を行い、指揮命令系統や役割分担などを明確にすること。

5 道単独補助事業に係る事務処理について

道は、障害者地域共同作業所運営事業実施要綱（平成4年8月26日保健第645号保健環境部長通知。以下「共同作業所事業実施要綱」という。）や精神障害者共同住居運営事業実施要綱（平成4年8月26日保健第646号保健環境部長通知。以下「共同住居事業実施要綱」という。）に基づき、障害者地域共同作業所（以下「共同作業所」という。）や精神障害者共同住居（以下「共同住居」という。）の運営に対し、それぞれ補助要綱を定めて、補助金を交付しており、これらの補助金の交付決定、額の確定等が適切に処理されているかについて、監査を行った。

《監査結果》

- (1) 施設の基準に該当していないものに補助金を交付している

ア 共同作業所事業実施要綱では、共同作業所の基準について、年間の1日当たりの標準利用人員（以下「年間平均利用人員」という。）が5人以上20人未満のものと

しており、また、共同作業所に係る補助金の交付要綱（以下「共同作業所補助金交付要綱」という。）では、次の表のとおり、共同作業所の4月の1日当たりの平均利用人員（以下「4月平均利用人員」という。）に応じてAランクからCランクまでに3区分し、当該区分に応じて補助基準額を定めている。

共同作業所の区分

共同作業所の区分	4月平均利用人員
A ラ ン ク	5人以上10人未満
B ラ ン ク	10人以上15人未満
C ラ ン ク	15人以上20人未満

共同作業所において、4月平均利用人員がAランクに該当していることから、Aランクに応じた補助基準額等に基づき補助金の交付決定を行ったが、額の確定時において年間平均利用人員が5人未満となり、共同作業所の基準を満たさなかったものに対して、当初の交付決定に基づき補助金を交付しているものがあつた。

イ 共同住居事業実施要綱では、建物は、運営主体が所有権又は賃借権を有しなければならないとしているが、運営主体以外の第三者が共同住居の所有者又は賃借権者となっていて、共同住居の基準を満たさないものに対して、補助金を交付しているものがあつた。

(2) 職員の配置基準が守られていない

共同作業所事業実施要綱では、共同作業所を運営するために必要な最低限の職員数として、次の表のとおり配置することとし、このうちの常勤職員については、60歳未満で、社会福祉主事などの資格を有し、概ね週40時間勤務する者とされているが、配置基準に規定する常勤職員数を満たしていないもの、資格要件に該当しない者を常勤職員としているもの、その勤務時間数が週30時間となっているものがあつた。

共同作業所の職員の配置基準

共同作業所の区分	職 員 の 配 置 基 準
A ラ ン ク	2人（うち常勤職員1人）
B ラ ン ク	3人（うち常勤職員1人）又は2人（うち常勤職員2人）
C ラ ン ク	3人（うち常勤職員2人）

(3) 施設会計と授産会計が明確に区分されていない

共同作業所における経理については、施設会計と授産会計に区分するように指導が

行われ、このうちの施設会計に係る経費について補助対象としているが、二つの会計を区分せずに一つの会計としているため、補助対象経費の算定が一部明確となっていないもの、人件費、使用料等の経費について施設会計と授産会計の区分経理が十分に行われていないもの、授産会計で負担すべきと認められる材料費を施設会計から支出しているもの、施設会計から授産会計に繰入れを行っているものがあつた。

(4) 特定財源の処理方法が明確となっていない

道の補助金の交付対象事業が国庫補助金の交付対象でもある場合には、道の補助金の補助対象経費は、総事業費から国庫補助金相当額を控除したものとすることとされているが、共同作業所に対する補助金において、この控除を行っていないもの、この控除を行わなかったことにより国、道及び市町村からの補助金による収入が補助対象経費を超えているものがあつた。

また、共同募金会寄附金、歳末助け合い義援金等の収入については、総事業費から控除を行っているものと、控除を行っていないものがあつた。

(5) 補助対象経費が明確となっていない

ア 共同作業所に対する補助金について

(ア) 共同作業所補助金交付要綱では、共同作業所の区分に応じて、当該共同作業所の運営に必要な最低限の職員に係る人件費の補助基準額を規定しているが、職員の配置基準を超えて職員を配置している場合の人件費についても、共同作業所補助金交付要綱で規定している人件費の補助基準額を上限として当該人件費を補助対象経費としているものがあつた。

(イ) 市町村が自ら共同作業所を運営している場合において、当該市町村の職員が、当該市町村の本来業務と認められる用務で出張する際の旅費を補助対象経費に含めているものがあつた。

(ウ) 市町村が共同作業所を運営する福祉団体等に対して補助等を行う場合において、人材派遣を受けることに要した経費については、委託料として事務費の補助対象経費とするべきであるが、賃金から支出して人件費の補助対象経費に含めているもの、授産事業に要する経費や研修旅行など共同作業所で企画実施する事業に要する経費を補助対象経費に含めているもの、福祉団体等が給与規定、旅費規定等を整備していないことから人件費などの補助対象経費の内容が明確となっていないもの、給与規定を整備していても当該規定を超える給与等を支給しているものがあつた。

イ 共同住居に対する補助金について

入居者の相談指導等に当たる管理人、指導職員等に係る人件費及び建物の各種修繕に要する経費が補助対象経費とされているが、警備員や食事の配達人など、管理人、指導職員等に該当しないと認められる者の人件費を補助対象経費に含めている

もの、パソコン、洗濯乾燥機等の購入のための備品設備費や光熱費、入居者等の外食代など建物の各種修繕に要する経費と認められないものを補助対象経費に含めているものがあつた。

(6) 額の確定に当たって現地調査等を行っていない

北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について」（平成12年3月29日局総第704号出納局長通知）では、補助事業等実績報告書の書類の審査や必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が交付の決定の内容などに適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、額を確定することとされているが、市町村からの実績報告書の書類審査のみで額の確定を行っており、内容の適否について確認するための現地調査などは行われていなかった。

《改善意見》

- (1) 交付決定、額の確定に当たって、共同作業所事業実施要綱等で規定している施設の基準を満たしているかの審査を適切に行うこと。
- (2) 交付申請書の受理・交付決定に当たっては、施設に配置すべき職員の資格、勤務時間等が共同作業所事業実施要綱の規定に該当しているかの審査を十分に行うこと。
- (3) 施設会計と授産会計との経理を明確に区分し、補助対象経費の算定を適切に行うように補助事業者等を指導すること。
- (4) 特定財源の取扱いについて、他の補助金における取扱いを参考にするとともに、特定財源の性質に応じた処理方法を明確にするとともに、適切な事務処理が行われるように補助事業者等を指導すること。
- (5) 補助対象経費について、適正に取り扱われるようその範囲を明確にするとともに、実績報告書に支出証拠書類の写しを添付させるなどして経費の内容について十分な確認を行うこと。
- (6) 補助金の額の確定に当たっては、北海道補助金等交付規則等に基づき、現地調査等の活用を図ること。

6 検査等機器の取得、利用状況について

平成9年度以降に取得した試験検査機器のうち、取得価格が30万円以上のもので、平成14年3月31日現在保有しているものを対象として、取得や利用の状況について、監査を行った。

《監査結果》

- (1) 予定価格の算定に当たって、値引率の根拠が明確となっていない
試験検査機器の購入に当たり、予定価格を算定する際に他官公署における購入実績等を参考とした値引率を採用しているが、どのような調査により採用したのかが明確となっていないものがあつた。

(2) 長期間使用されていない

次の表の検査等機器は、市町村からの成人病健康診査業務の委託に対応するため購入したが、市町村が委託先を民間病院等に変更したことなどにより業務がなくなったことから、長期間使用されていなかった。

長期間使用していない検査等機器

機 器 名	購 入 年 月 日	購 入 金 額	使用実績（日数）		
			11年度	12年度	13年度
無散瞳眼底カメラ	平成10年1月23日	2,149,476円	8	6	0
心電図自動解析装置	平成9年10月9日	2,940,000円	1	1	0
	平成9年8月20日	2,940,000円	8	6	0
	平成9年12月26日	2,835,000円	325	287	0
自動血球計数装置	平成9年9月3日	4,294,500円	15	0	0
	平成10年2月6日	4,284,000円	9	8	0
全自動血球分類装置	平成10年2月25日	4,200,000円	17	7	0

《改善意見》

- (1) 試験検査機器の購入に当たり予定価格を算定する際の値引率については、市場調査等の内容を積算調書等で明確にすること。
- (2) 試験検査機器については、各保健所における保有や使用の状況を把握し、遊休機器を保健所等間で管理換するなど有効利用を図るとともに、不用となったものについては、売払い等の処分を検討する必要がある。

7 物品の購入、管理等について

啓発用資料、図書等及び被服、事業用の作業服等を対象として、購入の手続等について、監査を行った。

《監査結果》

- (1) 啓発用資料等の印刷発注が適切となっていない
ア 印刷の必要部数が明確となっていない
印刷物の発注を決定する際に、配付内訳が作成、添付されていないため、印刷部数が必要な部数であるのかが明確となっていないものがあつた。
イ 見積合せを行っていない
（ア）毎年同時期に発注している複数の報告書やパンフレット等について、それぞれ別々に契約しているため、1件当たりの予定価格が30万円未満となり、2人以上

の者から見積書を徴することなく、1者と随意契約を行っているものがあった。

(イ) 予定価格を30万円未満として、1者と随意契約を行っているが、積算根拠が明確になっていないものがあった。

(2) 図書等の購入に当たって、必要部数が明確となっていない

図書の購入に当たり、購入部数の根拠が明確となっていないものがあった。

(3) 被服及び事業用の作業服等の購入、貸付が適切となっていない

ア 被服の購入において、購入品目、契約時期及び納期が同じものについては、一括して契約すべきであるが、特段の理由がないのに2件に分割し、2人以上の者から見積書を徴することなく、1者と随意契約を行っているものがあった。

イ 特段の理由がないのに、使用する年度の前年度末に購入しているものがあった。

ウ 被服の貸付時期は、北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）により6月又は10月の当初と定められているが、この時期を2ヶ月以上遅延しているものがあった。

エ 事業用の作業服等について、台帳等による管理が行われていないため、使用状況が明確になっていないものや、他の部局に転出する際に職員から返却させていないものがあった。

《改善意見》

(1) 啓発用資料等の印刷に当たっては、物品購入決定書に配付内訳を添付するなど、発注部数の根拠を明確にすること。

また、毎年同時期に発注する印刷物については、一括した契約として競争性を働かせるようにするとともに、予定価格は明確な積算根拠により算定すること。

(2) 図書等の購入に当たっては、購入部数の根拠を明確にすること。

(3) 被服等の購入に当たっては、使用する時期を勘案し適期に購入するとともに、安易に契約を分割しないこと。

また、被服貸付の時期については、北海道職員被服貸付規程を遵守するとともに、事業用の作業服等については、台帳等により適切に管理すること。

8 庁舎管理等について

保健所には、疾病に関する相談などのために数多くの道民が来庁しており、相談室等が、来庁者のプライバシー保護に配慮しているか、また、学生実習の受入れに要する経費の負担が適切かなどについて、監査を行った。

《監査結果》

(1) 来庁者に配慮した施設となっていない

ア 合同庁舎内にある保健所について

(ア) 診療室や相談室において、カーテンやパーティションで他室と仕切られているが、話し声が聞こえるなど、遮音性が低い保健所があった。

また、相談室を、職員用の喫煙場所として使用している保健所があった。

(イ) レントゲン室には、医療法施行規則第30条の13の規定に基づき、放射線障害の防止に必要な「注意事項」を掲示することとされているが、この掲示をしていない保健所があった。

イ 単独庁舎にある保健所について

(ア) 相談室のドアのガラス窓が素通しであったり、一部カーテンが引けないなど、プライバシー保護に配慮していない保健所があった。

また、相談室の前に職員や一般来庁者用の喫煙室が設置されていることから、相談者の入退室が喫煙室利用者の目につきやすくなっている保健所があった。

(イ) 1階部分はバリアフリーが施されているが、2階以上にある相談室への移動にはエレベーター等がなく、車いす利用者等には利用しづらい構造となっている保健所があった。

ウ 備品等の整備について

庁舎の新築に際し、栄養相談室に備え付ける「移動式調理実習台」やロビーに備え付ける「可動ベンチ」を工事請負費で整備している保健所があった。

(2) 学生実習の受入れに要する経費の負担が明確となっていない

保健所では、資格者養成の一環として、保健師、看護師等の資格取得のため、看護系大学や養成校の学生を実習生として受け入れているが、この受入れに要する経費の負担などについて、所要の規定が整備されていないため、実習手数料等を徴収していなかった。

《改善意見》

(1) プライバシーの保護などに配慮した施設整備や、相談室の設置場所やバリアフリー化など、相談者等の立場に立った庁舎の整備に努めるとともに、レントゲン室に必要な注意事項の掲示を行うこと。

また、備品等の整備に当たっては、適切な設計積算を行い、適正な予算科目で執行すること。

(2) 学生実習に係る受入れの規定などを整備するとともに、他の道立施設や他府県の状況を参考にし、実習手数料等の徴収について、検討する必要がある。

土木現業所における窓口事務について

第1 監査の概要

1 監査の対象

土木現業所における窓口事務について

2 監査の対象部局

土木現業所及び建設部

3 監査の対象年度

平成13年度

4 監査の実施期間

平成14年11月から平成15年7月まで

5 監査の方法

監査対象部局に対し、実地監査を行った。

6 監査の主眼

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り住民の権利利益の保護に資することを目的に、平成6年10月に行政手続法が、平成7年10月に北海道行政手続条例が施行されたところである。

このような中で、土木現業所においては、道路、河川及び海岸の占用許可など多数の許認可等事務を行っていることから、窓口事務が法令に従い適切かつ迅速に行われているかなど、次の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 申請手続等の周知は適切に行われているか。
- (2) 申請に必要な書類は適切なものになっているか。
- (3) 事務処理は適正かつ迅速に行われているか。
- (4) 関係機関との連携が図られているか。
- (5) 占用許可に関する現地での確認等の事務処理は適切に行われているか。
- (6) 許認可に係る債権の管理は適切に行われているか。

第2 監査対象事務の概要

土木現業所は、道路法に基づく「道路管理者以外の者が行う工事の承認」、河川法に基づく「流水の占用の許可」及び海岸法に基づく「海岸保全区域の占用の許可」等、61の許認可等事務を所管している。

平成13年度において、申請があった許認可等は、32の事務で延べ23,579件であり、このうち、監査の対象とした許認可等事務は、次表のとおり22の事務で延べ23,337件である。

根拠法令	監 査 対 象 事 務	申 請 件 数
道 路 法	・道路管理者以外の者が行う工事の承認	806
	・道路の占用の許可	13,945
	・特殊車両の通行の許可	338
	・道路予定区域内の土地形質変更の許可	1

	計 [4事務]	15,090
河 川 法	・流水の占用の許可	69
	・土地の占用の許可	3,367
	・土石等の採取の許可	11
	・工作物の新築等の許可	1,496
	・土地の掘削等の許可	38
	・河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可	3
	・権利の譲渡の承認	123
	計 [7事務]	5,107
海 岸 法	・海岸保全区域の占用の許可	361
	・海岸保全区域内の行為の許可	4
	・一般公共海岸区域の占用の許可	58
	計 [3事務]	423
北 海 道 空 港 条 例	・空港設備制限荷重使用の許可	1
	・空港設備の使用の許可	34
	・工作物の設置の許可	19
	・構内営業の許可	8
	・離着陸設備運用時間外使用の許可	1
	・立入制限区域内立入の許可	1,733
	・車両の使用等の許可	877
	・爆発物（可燃物）携帯（運搬）の許可、裸火の使用の許可	44
	計 [8事務]	2,717
	合 計 [22事務]	23,337

注：件数は、新規申請、更新申請及び変更申請に係る総件数である。

第3 監査結果及び改善意見

1 申請手続等の周知について

道路法、河川法及び海岸法などに規定する占用行為等に関し、各種申請手続（申請書の記載方法、提出の時期、申請書に添付する提出書類等）が適切に周知されているかについて監査を行った。

《監査結果》

申請手続に係る周知方法に工夫を要するものがある

道路法、河川法及び海岸法などに規定する占用行為等については、不法占用等を防止する上で広く道民に周知する必要があるが、各土木現業所においては、各種刊行物の中で周知を図っているが、現在、周知方法の一つとして一般化しているインターネットのホームページを活用していない土木現業所が1箇所あった。

《改善意見》

許認可等事項を周知する上で、インターネットのホームページは有効な手段の一つであり、早急にその活用を図ること。

2 申請に必要な書類等について

申請書や添付書類の受理及び提出部数等が、法令等に定められたものとなっているかについて監査を行った。

《監査結果》

(1) 申請書の様式が規則等で定めるものと異なっているものがある

申請書の様式については、各規則等の中で定められているが、道路工事施行承認申請書において、「新規、変更の区分」、「施工方法」欄等、様式の一部を欠いた申請書を受理しているものがあった。

(2) 申請書等の内容に適切でないものがある

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用の許可、特殊車両の通行の許可、土地の占用の許可、海岸保全区域の占用の許可及び立入制限区域内立入の許可の各申請において、必要事項が一部未記載の申請書を受理しているものがあった。

イ 申請書等への押印については、申請者の利便性に配慮した事務手続の簡素化や迅速化の観点から、道路管理者以外の者が行う工事の承認申請書や占用工事等着手届及び完了届においては押印不要とされ、また、土地の占用の許可申請書においては、氏名欄が自署の場合は押印を省略できるが、これらの書類で押印されているものがあった。

(3) 提出済関係書類の再提出を求めているものがある

流水の占用の許可の更新申請のうち、許可した現状などに特に変更がなく許可期間のみを更新する場合において、提出済みの占用面積求積表や求積図、現況平面図、施設平面図等、活用できる関係書類の提出を改めて求めているものがあった。

(4) 申請書の提出部数が適切でないものがある

道路の占用の許可申請書及び特殊車両の通行の許可申請書について、法令等に定める部数を超えて提出させているものがあった。

《改善意見》

(1) 申請書の様式については、許認可等の適否を判断する上で必要なものであり、その一部を欠いた申請書の提出があった場合は、定められた様式により申請を行うよう指導すること。

(2) 申請書等の内容について

ア 申請書の記載項目は、許認可等の適否を判断する上で必要なことから、申請書を受理するに当たっては、記載内容を十分に確認すること。

イ 押印不要な申請書等については、窓口でその旨説明するなど、制度の周知を図ること。

(3) 更新申請の場合において、提出済みの関係書類を活用できるものについては、新たな提出を求めないこと。

(4) 申請書の提出部数については、法令等の定めを超えて求めないこと。

3 事務処理について

申請書の審査については、行政手続法及び北海道行政手続条例で定められた審査の基準及び標準処理日数に基づいて、適切かつ迅速に行われているか、また、申請書等の管理は適切に行われているかについて監査を行った。

《監査結果》

(1) 事務処理が適切でないものがある

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用の許可及び土地の占用の許可の各申請において、標準処理期間を大幅に超えて処理しているものがあった。

イ 土地の占用と工作物の新築等の許可の申請は、同時に行わなければならないが、土地の占用のみの許可申請書で、土地の占用と工作物の新築等の許可を行っているものがあった。

ウ 工作物を設置する道路の占用の許可において、工作物の工事期間の始期を、占用の許可期間より前の日付としているものがあった。

エ 土地の占用の許可において、申請者が所在不明のため、許可期間を過ぎた工作物が、そのまま残されているものがあった。

オ 道路の占用の許可において、許可の条件として、占用工事の着手届及び完了届に、規則に定めのない写真の添付を求めているものがあった。

カ 歳入に係る証拠書類は、保存期間が5年となっているが、海岸保全区域の占用許可申請書の保存期間を、文書分類表で3年としていた。

キ 道路の占用の許可において、許可期間を超えて占用させているものがあった。

ク 土地の占用許可の変更申請書原本及び許可決定書を紛失しているものがあった。

ケ 許認可等の各種申請に伴う事務処理において、次のとおり不適切なものがあった。

- (ア) 道路の占用の許可における工事の申請書を、工事終了後に提出させているもの
- (イ) 定められた申請時期を遅延して更新の手続をしているもの
- (ウ) 申請のあった使用期間を超えて許可しているもの
- (エ) 立入制限区域内立入（臨時）許可の決定の際に使用する許可簿を作成していないもの
- (オ) 道路の占有の変更許可において、占有期間の終期を変更前と同日とすべきところを誤り、占有期間が法令の上限を上回っているもの
- (カ) 数件の申請をまとめて一括許可しているが、同一番号で指令しているもの
- (キ) 土地の占有許可決定書に、工期及び占有期間の記載が漏れているもの
- (ク) 占用料の調定が遅延しているもの
- (ケ) 占用料の算定を誤っているもの

(2) 許可台帳の管理等が適切でないものがある

ア 道路の占有、土地の占有及び海岸保全区域の占有に係る各占有許可台帳については、電算システム化されているが、変更事項等の経過を記載する欄がないため、各土木現業所では電算システム化される前の手書き台帳を併用していた。

イ 占有許可台帳については、文書管理規程等により永年保存となっているが、占有の廃止届のあったものについて、廃止届後5年で廃棄しているものがあった。

《改善意見》

(1) 事務処理について

ア 事務処理に長期間を要しているものについては、標準処理期間内に処理するよう努めること。

イ 工作物の新築等の許可に当たっては、申請内容を十分確認の上、許可すること。

ウ 工作物を設置する道路の占有の許可に当たっては、工作物の工事期間は占有の許可期間内とすること。

エ 申請者が所在不明で更新の手続がとれない工作物については、その工作物の状況等を十分に把握し、適切な措置を講ずること。

オ 道路の占有の許可における占有工事においては、規則に定めのない写真の添付を許可条件としないこと。

カ 海岸保全区域の占有許可申請書については、海岸占用料の徴収事務等、歳入に係る証拠書類であるため、他の歳入に係る証拠書類と同様に、保存期間を5年に改正すること。

キ 道路の占有を許可するに当たっては、相手方に対し、許可の内容、条件等について十分指導すること。

ク 許認可等に係る文書については、申請人との権利義務関係に影響を及ぼすおそれ

があることから、適正に管理すること。

ケ 各種申請における事務処理に当たっては、法令等に基づき、適切かつ迅速に処理すること。

なお、許認可等の窓口事務については、迅速な対応と正確な知識を必要とすることから、事務担当者に対する研修について検討する必要がある。

(2) 許可台帳の管理等について

ア 占有許可台帳は、当初の占有許可から現在までの変更経過等、一連の事実を網羅したものが望ましく、事務の簡素化などの観点から、占有許可台帳の登録内容について検討する必要がある。

イ 占有許可台帳については、文書管理規程等により適正に管理すること。

4 関係機関との連携について

許認可等に必要の関係機関との協議が適切に行われているかについて監査を行った。

《監査結果》

関係機関との協議に係る事務処理が適切でないものがある

- (1) 関係機関との協議を、土木現業所と出張所等が重複して行っているものがあった。
- (2) 関係機関との協議については、申請内容を審査の後に協議すべきであるが、事前の審査を行わないまま協議をしているものがあった。

《改善意見》

- (1) 関係機関との協議に当たっては、責任分担を明確にして、適切に行うこと。
- (2) 関係機関との協議に当たっては、事前に申請書を審査し、適正である旨確認した後に行うこと。

5 占有許可に関する現地での確認等の事務処理について

申請時及び完了後の現地確認等の事務処理が適切に行われているかについて監査を行った。

《監査結果》

- (1) 申請時の現地確認について適切でないものがある

道路管理者以外の者が行う工事の承認申請における現地確認について、公物管理員が実施した場合は、道路パトロール実施要領に基づき、「現地確認結果報告書」により報告することとなっているが、「許認可パトロール指示書・日誌兼復命書」により報告が行われているものがあった。

- (2) 完了後の現地確認等について適切でないものがある

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認において、完了後の検査を行っていないものがあった。

また、検査員の指定を行わずに検査を行っているものがあった。

イ 道路の占有の許可において、占有工事完了後の確認を行っていないものがあった。

ウ 工作物の新築等の許可において、許可工作物（行為）等の完了確認要領に基づく完了確認を行っていないものがあった。

また、完了確認を行った場合において、許可工作物等完了確認書を作成していないものがあった。

エ 海岸保全区域の占用の許可において、工事完了後の現地確認を行っていないものがあった。

オ 土木現業所で許認可等を行った工事等において、完了検査や完了確認を出張所等に委ねているが、その報告を求めているため、土木現業所では、工事等の状況が把握されていないものがあった。

(3) 許認可等後の必要な届出の取扱いが適切でないものがある

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用の許可、工作物の新築等の許可及び土地の占用の許可において、関係法令等に基づく着手届、完了届を徴していないものがあった。

イ 道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用の許可において、申請者から提出された着手届、完了届を決裁権者へ報告していないものがあった。

《改善意見》

(1) 道路管理者以外の者が行う工事の承認において、申請時の現地確認の結果は、定められた書式により報告すること。

(2) 完了後の現地確認等について

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認において、完了後の検査を適切に行うこと。

イ 占用工事完了後の確認を、適切に行うこと。

また、占用工事完了後の確認は、道路管理規則では、知事が確認の必要がないと認める場合は省略できることとなっているが、その範囲を明確にすること。

ウ 工作物の新築等の許可における工作物の完了確認については、関係要領に基づき、適切に行うこと。

エ 海岸保全区域の占用の許可における工事完了後の現地確認に関しては、法令等で特に定めてはいないが、海岸保全区域の現況を的確に把握するため、現地確認の実施について検討する必要がある。

オ 土木現業所で許認可等を行った工事等の完了検査や完了確認については、出張所等から報告を徴し、事後の状況確認を適切に行うこと。

(3) 許認可等後の必要な届出の取扱いについて

ア 道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用の許可、工作物の新築等の許可及び土地の占用の許可に係る着手届、完了届については、速やかに提出するよう、適切な指導を行うこと。

イ 申請者から提出された着手届、完了届については、速やかに決裁権者へ報告する

こと。

6 許認可に係る債権の管理について

許認可に係る占用料等の徴収事務等、債権の管理について監査を行った。

《監査結果》

多額の収入未済額が生じている

占用料等の収入未済額については、督促状の送付、電話による納入督促などを行っているが、いずれの占用料等も収入未済額が増加しており、また、堤塘使用料においては、平成9年度に比べ約2倍の3,769万円と多額の収入未済額が生じていた。

I 平成13年度の収入未済額等

(単位：千円)

平成13年度		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
道路占用料	現年度	676,500	674,554	0	1,946	99.7
	過年度	4,823	552	239	4,032	11.4
	計	681,323	675,106	239	5,978	99.0
堤塘使用料	現年度	387,698	377,264	0	10,434	97.3
	過年度	33,282	6,016	11	27,255	18.0
	計	420,980	383,280	11	37,689	91.0
水利使用料	現年度	1,590,367	1,590,287	0	80	99.9
	過年度	239	0	0	239	0
	計	1,590,606	1,590,287	0	319	99.9
海岸占用料	現年度	52,813	50,927	0	1,886	96.4
	過年度	1,716	23	25	1,668	1.3
	計	54,529	50,950	25	3,554	93.4
合 計	現年度	2,707,378	2,693,032	0	14,346	99.4
	過年度	40,060	6,591	275	33,194	16.4
	計	2,747,438	2,699,623	275	47,540	98.2

II 収入未済額の推移

(単位：千円)

区 分	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度

道路占用料	1,941	2,541	3,620	4,826	5,978
堤塘使用料	18,942	22,630	29,148	33,546	37,689
水利使用料	33	114	194	239	319
海岸占用料	993	1,113	1,649	1,716	3,554
計	21,909	26,398	34,611	40,327	47,540

《改善意見》

堤塘使用料等の収入未済額については、多額となっていることから、滞納整理の方策を策定するなど、滞納の実態に応じた効果的な徴収方法を講じ、適切な債権管理に努めること。

道立森林公園（道民の森・道立の森）の管理運営について

第1 監査の概要

1 監査の対象

道立森林公園（道民の森・道立の森）の管理運営について

2 監査の対象部局

道民の森活動促進センター、後志支庁、上川支庁、網走支庁及び水産林務部

3 監査の対象年度

平成13年度及び14年度（必要に応じ他の年度も対象とした。）

4 監査の実施期間

平成14年11月から平成15年7月まで

5 監査の方法

監査対象部局に対し、実地監査を行うとともに、管理運営状況を把握するため受託市町村及び受託団体に対し関係人調査を実施した。

6 監査の主眼

道立森林公園は、多くの道民が森林とふれあい、森林の重要性を知り、その恵みを受けることによって、自然と共に生きる心を培うことを目的に設置され、近年の自然体験志向の高まりや余暇活動の活発化に対応したレクリエーション、スポーツ、文化活動、林業体験などの場を提供しており、その重要性は一段と高まっている。

このような状況の中で、各施設が、利用者のニーズに適合した安全かつ利用しやすいものとなっているか、効率的かつ経済的な管理運営が行われているか、また、設置目的に沿って有効に活用されているか等について、次の事項を主眼として監査を実施した。

(1) 施設の管理運営は適切に行われているか。

(2) 施設の管理委託業務は適切に行われているか。

(3) 管理受託団体への監督・指導は適切に行われているか。

(4) 施設は設置目的に沿って有効に利用されているか。

第2 道立森林公園の概要

1 施設の概要

(1) 道民の森

道民の森は、北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）に基づき、道民に、森林とのふれあいのなかで、森林のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、自然と共に生きる心を培うことを目的として平成2年度に、当別町と月形町にまたがる約1万1,000ヘクタールの敷地に設置され、「森に集う、森に遊ぶ、森に学ぶ」をテーマとした5地区のシンボルゾーンにおいて、自然体験、レクリエーション、スポーツ、教育・文化活動などさまざまな活動に利用されている。

道民の森

（単位：ha）

区 分	神居尻地区	牧場南地区	青山ダム地区	一番川地区	月形地区
所在地	当別町	当別町	当別町	当別町	月形町
供用開始	平成2年度	平成4年度	平成5年度	平成5年度	平成5年度
敷地面積 (所有区分)	234.4 (道有地)	73.5 (道有地)	37.2 (道有地)	157.7 (道有地)	284.9 (道有地)
主な施設	管理棟 森林学習センター 宿泊施設 林間キャンプ場 デイキャンプ場 野外ステージ サイクリングセンター 展望台 多目的広場	案内所 国際交流の森 歴史の森 果実の森 薬草・薬木園 湿性植物園 国際交流モニュメント 吊橋	案内所 パークゴルフ場 ゲートボール場 サイクリングロード トロッコ施設 迷路(木製遊具)	案内所 オートキャンプ場 自然体験キャンプ場 バーベキューハウス 自然観察舎 体感の森 溪流広場	案内所・陶芸館 学習キャンプ場 パンガロー 木工芸館 炭焼ガマ 展望台 林間学習棟 炊事棟

(2) 道立の森

道立の森は、道内の4地区に設置されており、昭和55年度に北海道立青少年の森条例（昭和54年北海道条例第27号）に基づき、青少年に森林の機能と役割についての理解を深めさせることを目的として「北海道立羊蹄青少年の森」が真狩村に設置された。

その後、北海道立二十世紀の森条例（昭和60年北海道条例第9号）に基づき、青少年に、森林及び林業の役割を理解させるとともに、将来における人と森林との好ましい結び付きについて啓発することを目的として、昭和61年度に旭川市に「北海道立

旭川21世紀の森」が、昭和62年度には津別町に「北海道立津別21世紀の森」がそれぞれ設置された。

さらに、北海道立トムテ文化の森条例（平成10年北海道条例第2号）に基づき、青少年に森林及び林業の重要性を認識させるとともに、人と森林が共生する豊かな地域社会の形成を図ることにより、もって森林文化の育成に資することを目的として、平成10年度に名寄市に「北海道立トムテ文化の森」が設置された。

道立の森

（単位：ha）

区 分	羊蹄青少年の森	旭川21世紀の森	津別21世紀の森	トムテ文化の森
所 在 地	真 狩 村	旭 川 市	津 別 町	名 寄 市
供 用 開 始	昭和55年度	昭和60年度	昭和62年度	平成10年度
敷 地 面 積 (所有区分)	7.41 (道有地 5.03) (村有地 2.38)	33.03 (道有地)	22.92 (町有地)	13.52 (市有地)
主 な 施 設	森林学習展示館 野外実習展示園 実習用苗畑 多目的広場 キャンプ施設 自然観察道	森林学習展示館 野外実習展示園 実習用苗畑 野鳥観察舎 キャンプ施設 自然観察道	森林学習展示館 野外実習展示園 実習用苗畑 野鳥観察舎 多目的広場 キャンプ施設 自然観察道	もりの学び舎 薬草生産施設 林間広場 キャンプ施設 森林学習歩道

2 施設の管理運営体制

道立森林公園における施設の管理運営は、次表のとおり道民の森にあっては、水産林務部の出先機関である道民の森活動促進センターが（財）北海道森林整備公社に、また、道立の森にあっては、所在支庁が地元市町村にそれぞれ委託して行っている。

道の管理運営体制

（単位：人）

区 分	担 当 所 属	職 員 体 制
道 民 の 森	道民の森活動促進センター	所長(1)主幹(2)主査(4)主任(3)技師(1)
羊蹄青少年の森	後志支庁経済部林務課	課長(1)主幹(1)主査(1)
旭川21世紀の森	上川支庁経済部林務課	課長(1)主幹(1)係長(1)主任(1)
津別21世紀の森	網走支庁経済部林務課	課長(1)主幹(1)係長(1)主事(1)

トムテ文化の森	上川支庁経済部林務課	課長(1)主幹(1)係長(1)主任(1)
---------	------------	----------------------

管理委託先及び委託料

（単位：千円）

区 分		管 理 委 託 先	委託料(平成14年度)
道 民 の 森		(財)北海道森林整備公社	283,666
小 計		1 件	283,666
道 立 の 森	羊 蹄 青 少 年 の 森	真 狩 村	9,055
	旭 川 21 世 紀 の 森	旭 川 市	14,574
	津 別 21 世 紀 の 森	津 別 町	11,104
	ト ム テ 文 化 の 森	名 寄 市	11,886
小 計		4 件	46,619
合 計		5 件	330,285

3 施設の利用状況

平成14年度における道立森林公園の利用状況は、次表のとおりとなっている。

施設別利用者数（平成10年度対比）

（単位：延人数）

区 分	平成10年度		平成14年度		増 減 (%)
		内、宿泊		内、宿泊	
道 民 の 森	252,823	30,720	260,472	29,427	103.0
羊蹄青少年の森	22,783	8,086	13,686	5,147	60.1
旭川21世紀の森	4,780	368	3,795	201	79.4
津別21世紀の森	8,156	4,546	29,764	6,988	364.9
トムテ文化の森	6,495	678	11,273	1,367	173.6
合 計	295,037	44,398	318,990	43,130	108.1

月別利用者数

（単位：延人数）

区 分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合 計
道 民 の 森	44,073	42,160	45,289	50,226	51,609	24,866	2,249	260,472

羊 蹄 青 少 年 の 森	999	1,485	2,549	6,146	2,183	308	16	13,686
旭 川 21 世 紀 の 森	522	293	980	894	715	364	27	3,795
津 別 21 世 紀 の 森	3,816	4,118	5,419	8,455	3,605	2,710	1,641	29,764
ト ム テ 文 化 の 森	1,703	1,526	2,031	2,968	1,690	1,040	315	11,273
合 計	51,113	49,582	56,268	68,689	59,802	29,288	4,248	318,990

注) 人数は、受付での記名や施設利用申込みなどにより、把握できたものである。

第3 監査結果及び改善意見

1 施設の管理運営について

利用者の安全確保、施設の整備状況、施設の使用承認、公有財産及び物品の管理状況について監査を行った。

《監査結果》

(1) 利用者の安全対策が十分でない

ア 水遊びのできる小川で、縁石が落下しているものや落下のおそれのあるものがあった。

イ サイクリングロードは、山間部に約20kmの延長で設置されており、人家や公衆電話がなく、また、携帯電話も通話不能地域であるが、利用者に不測の事態が生じた場合の対策がとられていなかった。

ウ 広場の周囲に排水溝が設置されているが、危険防止のためのふたが設置されていなかった。

エ 散策路沿いに切り立った崖があるが、安全柵や注意を促す看板が設置されていなかった。

また、キャンプ場に隣接する空き地が、落石のおそれがある崖に面しているが、注意を促す看板の設置や立入禁止などの措置がとられていなかった。

オ 急斜面の崖に散策用の階段が設置されているが、手すりなどの転落を防止する措置がとられていなかった。

カ 消防設備の点検については、消防計画に基づき年2回実施されているが、2回目の点検が閉園間際や閉園してから実施されていた。

キ 木製遊具やベンチ、湿原に敷設されている木道が、腐食により破損しているものがあった。

(2) 障害者の利用に支障がある

ア 宿泊施設への出入口にスロープがあるが、手すりがないため、車椅子の通行に危険なものがあった。

イ 総合案内所や森林学習展示館の入口に段差があり、車椅子の使用に支障をきたすものがあった。

ウ 障害者用の玄関ドアが重く、開閉に不便なものがあった。

エ 屋外に設置されている多目的トイレの室内外に、非常通報設備が設置されていないものがあった。

オ 森林学習展示館内に、障害者用トイレが設置されていないものがあった。

カ 駐車場に障害者専用スペースがないものや、専用スペースがあるのに、その表示がなされていないものがあった。

(3) 表示が見つらく、利用しづらい

ア 公園の森の名称や由来、森の特徴などについての説明板が設置されていないものがあり、また、キャンプ場などでは説明板を設置しているところもあるが、この説明板が老朽化などによって破損、腐食し、不鮮明となっているものがあった。

イ 自然観察舎は、利用方法などが表示されていなかった。

ウ 案内所の窓口に利用者の心得が掲示されているが、文字が小さくて見づらいものがあった。

また、トイレが併設されているが、施設の表示がないものがあった。

(4) 設備などが利用されていない、又は利用が少ない

ア 森林学習展示館内の体育館に床暖房設備が設置されているが、冬期間は閉園しており利用されていなかった。

イ テントなどの備品で、老朽化により利用できないもの、また、映写機、映写フィルム、スクリーンなど利用の機会が少なく遊休化しているものがあった。

(5) 知事の使用承認を必要とする施設で見直しを図る必要がある

ア 管理棟学習室は、新たに森林学習センターの研修室が完成したために、休憩室などとして使用されていた。

また、野外実習展示園や野鳥観察舎は、利用者が自由に観察できるよう開放されており、さらに、野鳥観察舎には、常時施錠され、遊休化しているものもあった。

イ 苗畑や、薬草生産施設は、整備が十分でないため、本来の目的で使用されず芝生や荒地となっているものがあった。

ウ 利用者が施設を使用する場合、知事に対して申込みを行い、知事は使用承認書（公印使用）を交付しているが、この使用申込書及び使用承認書は規則で定める様式とは異なるものを使用していた。

使用承認を必要とする施設の利用状況（平成14年度）

道民の森

（単位：件数）

区 名	オ ー ト キャンプ場	林 間 キャンプ場	自然体験 キャンプ場	学 習 キャンプ場	バンガロー	森林学習センター	
						体 育 館	研 修 室
神居尻地区	-	623	-	-	-	1,054	216
一番川地区	2,018	-	714	-	-	-	-
月形地区	-	-	-	277	897	-	-
合 計	2,018	623	714	277	897	1,054	216
区 分	管理棟学習室	宿 泊 棟	シャワー室	工芸館工作室	陶芸館工作室	野外ステージ	
神居尻地区	0	1,731	28	-	-	3	
一番川地区	-	-	-	-	-	-	
月形地区	-	-	17	1,882	1,354	-	
合 計	0	1,731	45	1,882	1,354	3	

道立の森

(単位：日数)

区 分	森林学習展示館学習室	野 外 実 習 展 示 園	苗 畑	集 合 訓 練 広 場	野 鳥 観 察 舎	薬 草 生 産 施 設	炭 焼 き 施 設
羊蹄青少年の森	0	1	1	145	-	-	-
旭川21世紀の森	12	0	0	-	0	-	-
津別21世紀の森	26	4	4	-	1	-	-
トムテ文化の森	11	-	-	-	-	0	1
合 計	49	5	5	145	1	0	1

《改善意見》

- (1) 危険な箇所などについては、早急に対応策を検討し、利用者の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

なお、安全対策の整備に、多額の経費や工事期間を要する場合は、当面、応急措置を講ずること。

また、消防設備の点検時期については、効果的な点検とするため適期に実施すること。

- (2) 障害者用のスロープやトイレなどについては、安全で利用しやすいようにすること。
 (3) 説明板などについては、利用者の立場に立って、見やすく、利用しやすいものにすること。

- (4) 今後同様の施設の整備計画においては、床暖房設備の必要性について十分な検討を行う必要がある。

また、老朽化し、使用に耐えない備品については、使用実態を踏まえ、必要なものは更新をすること。

なお、遊休化している備品については、有効活用をすること。

- (5) 知事の使用承認を必要とする施設については、次のような改善や検討をする必要がある。

ア 管理棟学習室、野外実習展示園及び野鳥観察舎は、使用実態を踏まえ、使用承認の必要性について検討する必要がある。

イ 苗畑及び薬草生産施設は、利用方法の見直しなど、その在り方について検討する必要がある。

ウ 施設の使用の申込み及び使用承認については、利用者の利便性や事務の簡素効率化の観点から、道民の森活動促進センターや支庁への権限移譲について検討する必要がある。

また、使用申込書などの様式について、改善が必要と認められる場合、規則の改正について検討する必要がある。

2 施設の管理委託業務について

施設の管理委託の状況、使用料の徴収業務について監査を行った。

《監査結果》

管理委託業務が適切に行われていない

- (1) 委託業務処理要領においては、宿泊施設に、管理人及び管理人補助員を開園期間中、常時配置することとされているが、管理人補助員が、繁忙期だけの配置となっていた。
 (2) 巡視員が設備や遊具などの点検を行っているが、その事実を確認できるものがなかった。
 (3) 使用料などの現金が、ロッカーに施錠しないで保管されていた。
 (4) 屋内及び屋外の清掃業務について、清掃業務の資格を持たない業者に再委託していた。
 (5) 再委託している清掃業務において、予定価格調書を作成せずに見積合せを行っていた。
 (6) 宿泊施設の修繕工事において、同一工期の軒天補修工事など3件の工事を、同一業者とそれぞれ契約締結していた。

《改善意見》

- (1) 管理人補助員については、業務量の実態を的確に把握し、必要な時期に配置するなど、委託業務処理要領を見直すこと。
 (2) 巡視については、履行を確認するため、設備や遊具などについて点検チェック票な

どを作成し、点検漏れの防止を図ること。

- (3) 使用料などの現金の取扱いについては、金庫等の堅固な容器に保管すること。
- (4) 清掃業務に係る再委託業者は、道の入札参加資格を有する清掃業者の中から選定すること。
- (5) 見積合せは、予定価格調書を作成の上実施すること。
- (6) 修繕工事は、同種の工事で同一工期のものは一つの契約としてまとめて発注すること。

3 管理受託団体への監督・指導について

管理受託団体への監督・指導の実施状況について監査を行った。

《監査結果》

管理受託団体への監督・指導が十分でない

- (1) 管理受託団体において、委託契約に基づく事前協議を行わずに、テントサイト使用料や衛生協力費を徴収しているものがあった。
- (2) 施設の運営状況の把握において、年度終了後に、利用状況報告や管理日誌などの提出を求めているだけであった。

《改善意見》

- (1) 管理業務に係る委託契約に定めない事項については、事前協議を適切に行うよう指導すること。
 - (2) 施設の管理者である道には、管理受託団体に対する適時適切な監督・指導が求められることから、施設の運営状況の的確な把握に必要な書類、報告回数及びその時期について検討する必要がある。
- ### 4 施設の有効活用について

利用促進に向けた取組状況及び啓発・PR活動の実施状況について監査を行った。

《監査結果》

- (1) 利用促進に向けた取組が十分でない

開設当初から、アンケート調査を実施していない施設があり、また、各施設では、10月及び11月に利用者が激減するが、この期間において、利用促進に効果的な取組が行われていなかった。

- (2) 啓発・PR活動が十分でない

各施設では、パンフレットの作成配布、広報誌への登載などによる啓発・PR活動を行っているが、その活動が近隣の市町村の範囲に限られていた。

《改善意見》

- (1) 施設の管理運営については、利用者に対するアンケート調査を実施して、利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに、利用者が増加している施設や民間の施設などを参考にするなどして、施設の魅力を高める取組に努めること。

また、閑散期となっている10月及び11月は、各種講習会やイベントの開催などこの季節にあった利用促進策について検討する必要がある。

なお、11月は特に利用者が少ないことから、この月の開園日ごとの施設利用実態等をもとに、開園期間の見直しについて検討する必要がある。

- (2) 啓発・PR活動については、施設間の情報交流の機会を設け相互に協力するとともに、関係団体と連携を図りながら、学校や青少年活動団体などへの効果的な取組に努めること。

公益法人に対する補助金交付事務等について

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益法人に対する補助金交付事務等について

2 監査の対象部局

総務部、総合企画部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、教育庁及び警察本部

3 監査の対象年度

平成13年度（必要に応じ他の年度も対象とした。）

4 監査の実施期間

平成14年11月から平成15年7月まで

5 監査の方法

道（知事、教育委員会及び公安委員会）が所管する公益法人のうち、平成13年度に道から補助金等の交付（1,000万円未満のものに限る。）を受けている25法人を選定し、所管の監査対象部局に対し、実地監査を行うとともに、当該法人に対し、関係人調査を実施した。

6 監査の主眼

道は、様々な分野で公益的活動を行っている公益法人に対し、補助金等を交付するなどして事業の推進を図っており、これらの補助金交付等の事務や補助事業等が適切に行われているか、法人の業務運営や所管部局の指導監督は適切に行われているかなど、次の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 補助金交付事務等は適切に行われているか。
- (2) 法人における補助事業等は適切かつ経済的、効率的に行われているか。
- (3) 行政需要の変化に対応し、事業内容等の見直しが適切に行われているか。
- (4) 法人における経理や事務処理は適切に行われているか。
- (5) 法人に対する指導監督は適切に行われているか。

第2 監査対象法人の概要等

1 補助金等交付の公益法人の概要

平成13年10月1日現在の道所管の公益法人数は、902法人（社団法人495法人、財団法人407法人）となっており、このうち、平成13年度に道から補助金等（交付金、負担金、損失補償を含む。）を交付した公益法人数は209法人（社団法人139法人、財団法人70法人）であり、その状況は表1のとおりである。

表1 道所管公益法人に対する補助金等の交付状況（平成13年度）

区 分	計	5億円以上	1億円以上 5億円未満	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満
社 団 法 人	139		12	9	41	77
財 団 法 人	70	5	10	10	14	31
計	209	5	22	19	55	108

補助金等の額が1,000万円未満のものは108法人（社団法人77法人、財団法人31法人）であり、その状況は表2のとおりである。

今回の監査においては、この中から監査対象として25法人を選定したが、その法人の名称等については、別表（後掲）のとおりである。また、これらの法人に対し、合計1億1,645万8,000円の補助金等が交付されている。このうち11法人には業務委託が行われており、委託料として5,991万6,662円が支払われている。

表2 道所管公益法人に対する補助金等の交付状況（1,000万円未満、平成13年度）

区 分	計	700万円以上 1,000万円未満	500万円以上 700万円未満	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満
社 団 法 人	77	14	10	8	21	24
財 団 法 人	31	3	3	9	6	10
計	108	17	13	17	27	34

2 監査対象事務の概要等

(1) 道が交付する補助金等に係る事務については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第37号）により統一的な処理手続等が定められているほか、補助金ごとに個別に定められる交付要綱等により処理することとなっている。

また、当該補助金が国庫補助金を財源とする場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるとともに、当該国庫

補助金に係る国の交付要綱等の定めに従うこととされている。

交付金については、その性格が補助的なもの、委託費的なもの等多岐にわたっており、事務の統一的な処理手続等が定められたものはない。

監査対象法人に対する平成13年度の道の補助金等の交付は、36件（うち交付金は1件）の事業に対して行われているが、このうち4分の1は国庫補助事業となっている。また、36件の事業のうち補助金等が10年以上継続して交付されているものは約7割の25事業となっている。

(2) 道が発注する業務の委託に係る事務については、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日局総第101号）により統一的な処理手続等が定められており、これに基づき委託業務処理要領等の作成、契約の締結、実績報告書等の徴取などの事務が行われることになっている。

監査対象法人に対する平成13年度の業務委託は、11法人に対し、16件の業務となっている。

(3) 道が所管する公益法人については、主務官庁となる知事、教育委員会及び公安委員会が、民法、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第161号）、公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和51年北海道規則第56号）のほか、教育委員会や公安委員会の公益法人の設立及び監督に関する規則（以下、各規則を総称して「監督規則」という。）、公益法人検査実施要領（平成8年12月18日文書第302号総務部長通知。以下「検査実施要領」という。）等の規定に基づき、許認可等の事務及び指導監督を行うこととされている。

監査対象法人については、知事所管が21法人、教育委員会又は公安委員会所管が各2法人となっている。

第3 監査結果及び改善意見

1 補助金等の交付事務について

道が監査対象法人に交付している補助金、交付金の事務手続について監査を行った。

《監査結果》

(1) 補助対象経費が不明確である

補助金の交付に係る通知において、補助対象経費が具体的に定められていないため、人件費や事業費で補助対象経費と対象外となる経費の区別が明確でないものがあった。

(2) 補助金等の交付手続が適切でない

ア 交付金について、交付申請書の提出を求める場合には、交付申請書の提出期限や提出先、交付申請書に添付すべき関係書類などについて、あらかじめ文書通知によ

り明確に示すべきであるが、これを口頭により行っているものがあつた。

イ 補助金の交付決定は、補助事業の実施時期等を助案して適期になされるべきであるが、特段の理由が認められないのに、事業着手から相当の期間経過後にこの決定がなされているものがあつた。

ウ 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに実績報告書を提出しなければならないが、事業完了後2か月以上経ってから、実績報告書を提出しているものがあつた。

(3) 事業実績書等の記載内容が適切でない

ア 事業実績書については、補助事業の成果を的確に報告するためのものであるが、記載内容が抽象的で事業の実施内容が明確でないものや実施していない事業を記載しているもの、委託事業の内容を記載しているものなど、その記載内容が適切でないものがあつた。

イ 補助金等精算書については、補助金等の精算結果を適切に記載すべきものであるが、補助対象経費の記載を誤っているものなど、適切に記載されていないものがあつた。

ウ 事業精算書については、補助事業等に係る収支精算を適切に記載すべきものであるが、精算額が法人の決算額と異なっているものや補助事業に係る受講料収入が計上されていないものがあつた。

(4) 補助事業の実績確認が不十分である

補助金等精算書において、補助対象経費に対象外となる経費が含まれていたが、審査等を十分に行うことなく補助金の額の確定を行ったため、補助金が過大に交付されているものがあつた。

(5) 概算払の時期が適切でない

補助事業者から提出された資金収支計画に基づき概算払が行われているが、この計画が実際の資金収支とかい離しているため、資金が滞留しているものがあつた。

(6) 交付金額について適切な見直しがなされていない

交付金において、20年以上前に決定した金額を、その後見直しを行うことなく、交付しているものがあつた。

《改善意見》

- (1) 補助対象経費については、その取扱いが明確となるよう、具体的に定めること。
- (2) 交付金の交付申請書の提出期限等の通知は、文書により適切に行うこと。また、補助金の交付申請期限を適期に設定し、交付決定を適時適切に行うとともに、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出するよう指導すること。
- (3) 補助事業等実績報告書に添付すべき関係書類については、適切に記載するよう指導すること。

(4) 補助金の額の確定に当たっては、積極的に現地調査等を行い、補助事業の履行の確認を適切に行うこと。

(5) 補助金の概算払に当たっては、必要に応じて資金収支実績を確認するなどして、適期に行うこと。

(6) 長期間見直されていない交付金額については、その額が現在においても妥当なのかどうかについて検証すること。

2 補助事業等の執行について

道が監査対象法人に交付している補助金、交付金に係る事業の執行状況について監査を行った。

《監査結果》

(1) 支部等における事業実績の確認等が適切に行われていない

補助事業の全部又は一部を法人の支部等で執行している法人において、支部等から事業報告、精算報告等を徴しておらず、支部等の執行状況を確認していないものがあつた。

(2) 補助事業に係る経理事務が適切でない

ア パソコン等整備に係る補助事業において、契約どおりの納品が行われているが、納品検査を適切に行わなかったため、実績報告書に添付している契約書と検査調査とでは異なる品名を記載しているものがあつた。

イ 補助事業に係る支出事務において、領収書等の支出証拠書類に不備があるものなど、適切を欠いているものがあつた。

《改善意見》

(1) 支部等において実施される補助事業については、法人において事業報告や精算報告を求めるなどして事業の執行状況を的確に把握するよう、適切な指導を行うこと。

(2) 補助事業に係る経理事務については、実績報告書等の審査や現地調査等を適切に行い、契約事務や支出事務などを適切に処理するよう指導すること。

3 委託事務について

道が監査対象法人に委託している業務の契約手続及び業務の履行状況について監査を行った。

《監査結果》

(1) 委託契約に係る事務処理が適切でない

ア 契約の締結月日が、当事者双方が記名押印した日から1か月以上遡っているものや、実績報告書の提出や委託料の額の確定の日付が実際の期日を1か月以上遡っているものがあつた。

イ 委託契約に係る予定価格の積算において、旅費については消費税が内税として含まれているため、消費税相当額を控除することとされているが、控除せずに算出し

た委託価格の金額に、その金額の100分の5に相当する額を加算しているものがあった。

(2) 委託契約に従った流用承認手続が行われていない

委託料の内訳費目の流用について、委託契約では各費目の額の20パーセントを超える場合、受託者は、あらかじめ道の承認を受けなければならないとされているが、この承認を受けずに、流用を行っているものがあった。

(3) 実績報告等が適切でない

ア 実績報告書について、処理の事実がないものが実績に含まれていたが、実績に係る添付書類の点検など実績確認の検査等を十分に行うことなく委託料の額の確定を行ったため、委託料が過大に支払われているものがあった。

イ 収支精算書について、受託者の金銭出納簿に記帳されていないものを支出として計上するなど、適切に作成されていないものがあった。

ウ 調査研究業務の委託に係る経費明細書について、受託者の経理簿に記帳された支出金額を上回って計上するなど、適切に作成されていないものがあった。

(4) 委託事業に係る会計事務が適切でない

ア 公益法人会計基準（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定。以下「会計基準」という。）では、収支予算書及び収支計算書は、すべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならないとされているが、委託事業に係る収支が予算や決算に計上されていないものがあった。

イ 委託事業に係る会計処理について、受託者の経理規程で定める複式簿記を採用していないものや、会計帳簿や伝票に不備があるものなど、適切を欠くものがあった。

ウ 委託料について、受託者から提出された収支計画に基づき毎月概算払が行われているが、この計画が実際の支出とかい離しているため、資金が滞留しているものがあった。

《改善意見》

(1) 委託契約の事務処理においては、契約の締結日や額の確定等の日付を遡及させることなく、適時適切に行うこと。

また、委託料の積算における消費税の取扱いについては、「消費税及び地方消費税に係る財務会計事務の取扱いについて（通達）」（平成9年3月13日局総第803号総務部長・出納局長通達）等に基づき、適切に行うこと。

(2) 委託料の内訳費目の流用については、適期に必要な手続を行うよう適切に指導すること。

(3) 実績報告書や収支精算書については、適切な検査等を行うとともに、これらの書類のみでは細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断を行うことができない場合は、現地調査等を実施し、委託契約の履行の確認を適切に行うこと。

また、経費明細書については、事業実績に基づく適切な内容とするよう指導すること。

(4) 委託事業に係る会計事務については、監督規則に基づき定期報告が義務付けられている決算書類等を点検し、必要に応じて現地調査等を行うなどして、受託者における処理状況を的確に把握し、経理規程等に基づいて適切な処理を行うよう指導すること。

また、委託料の概算払に当たっては、必要に応じて資金収支実績を確認するなどして、適期に行うこと。

4 監査対象法人の業務運営等について

監査対象法人の公益法人としての業務運営等について監査を行った。

《監査結果》

(1) 定款の規定に不備がある

民法上、社団法人の定款には社員の資格の得喪に関する規定を設けなければならないが、定款に個人会員の資格等についての規定を欠くものがあった。また、定款において、総会の定足数を会員の過半数とせず3分の1以上としているものや議決事項に予算、決算の承認を含めていないものがあった。

(2) 監事による監査が適切に行われていない

監事は、定款や寄附行為で、民法の規定に基づき法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査することとされているが、財務に関する監査はすべての法人で行われているものの、業務の執行に関する監査については行われていないものがあった。

(3) 会計処理システムが適切でない

ア 法人の財務会計は、指導監督基準では、原則として会計基準に従うこととされているが、複式簿記を採用していないなど、会計基準に準拠した財務会計システムとなっていないものがあった。

イ 会計基準では、会計処理（経理）規程を整備しなければならないとされているが、この規程がないものや、規程はあるものの、その内容が会計基準に準拠したものとなっていないものがあった。

ウ 会計基準では、会計帳簿として、原則として現金出納帳、固定資産台帳等の補助簿を備えることとされており、また、当該法人の経理規程でも、これらの会計帳簿を備えることと定められているが、実際には備えられていないものがあった。

(4) 財務会計の処理が適切に行われていない

ア 会計基準では、収入及び支出は予算に基づいて行わなければならないとされ、収支予算書は原則として当該年度開始前に作成しなければならないとされているが、予算の成立が年度開始後となっているもので、暫定予算を組まずに、収支の会計処理を行っているものがあった。また、新規事業等の実施に必要な予算の補正が行われていないものや、総会の議決を要する補正予算を理事会どまりで決定しているも

のがあった。

イ 会計基準では、収支予算書及び収支計算書はすべての収入及び支出の内容を明示することとされているが、基本財産運用益や補助金等が予算・決算に計上されていないもの、予算を超えた支出を行っているもの、所要の手続を欠いた予算流用を行っているものがあった。

また、会計基準では収支計算書等の計算書類の作成を求めているが、その一部が適切に作成されていないものや、計算書類の総括表が作成されていないものがあった。

ウ 財団法人の基本財産の取崩しについて、知事の承認等、寄附行為で定めた所定の手続を経ずに処理しているものがあった。

エ 法人の預金口座について、代表者印ではなく個人印で開設しているものがあった。
《改善意見》

(1) 社団法人の定款は、法人運営の基本となるものであることから、立入検査等を通じて、定款の規定の整備、見直しについて適切に指導すること。

(2) 監事による業務執行状況の監査について、内部監査の適正化、充実を図るため、適切に実施するよう指導すること。

(3) 法人の財務会計について、会計基準に準拠して行われるよう、複式簿記の採用、会計処理規程や会計帳簿の整備について適切に指導すること。

(4) 財務会計の処理に当たっては、予算統制を実効あるものとするため、暫定予算や補正予算の編成、適切な予算流用を行うよう指導すること。また、計算書類等の作成や、資産の管理などについては、会計基準等に基づき適切に処理するよう指導すること。

5 公益法人の指導監督事務について

公益法人としての監査対象法人に対する許認可その他の道の指導監督に係る事務処理について監査を行った。

《監査結果》

(1) 法人からの定期報告等が適切に行われていない

ア 監督規則では、事業計画書、収支予算書の届出や事業状況等の報告を義務付けているが、事業計画等の届出が行われていないものや、事業状況等の報告が行われていないものがあった。

また、事業計画等の届出時期は毎事業年度開始前とされているが、期限を過ぎた届出となっているものがあり、このほとんどは予算の成立が事業年度開始後となっていたためのものであった。

イ 社団法人の事業状況等の報告では、社員の異動状況を記載した書類や社員名簿を提出しなければならないが、これらの書類が提出されていないものがあった。

ウ 理事の異動などの登記事項の変更や監事の異動等については、遅滞なく届け出る

必要があるが、役員変更の届出がないものや、届出が遅延しているもの、また、新任の役員については、履歴書、就任承諾書を添付することが必要とされているが、これを添付していないものがあった。

(2) 立入検査が適切に行われていない

検査実施要領では、業務及び財産の状況についての定期的な検査を少なくとも3年に1回以上行うものとされているが、設立後一度も立入検査が行われていないものがあった。

(3) 立入検査の結果に基づく処理が適切でない

立入検査の結果、法人の業務運営等に関し特に改善を要する事項があると認められるときは、当該法人に対し、文書により必要な指示等を行うとともに、期限を定めて改善結果について報告を求めるものとされているが、立入検査を実施し、文書で改善を要する事項について指導を行ったものの、改善結果についての報告を求めているものがあった。

(4) 公益法人管理台帳が作成されていない

「地方公益法人に対する都道府県知事の許可、認可等の事務について」（昭和50年1月16日総務第27号総務部長通知）により公益法人管理台帳を備え付けることとされているが、これが作成されていないものがあった。

《改善意見》

(1) 所管する法人の定期報告等の状況を的確に把握し、届出や報告の義務を遵守するよう指導を徹底すること。また、平成14年7月に知事所管に係る監督規則が改正され、平成15年度以降の事業計画等の届出については、やむを得ない事情があるときは、その理由書を添えて、事業年度開始後3月以内に行うことができることとされたところであり、これを踏まえて、適切な指導を行うこと。

(2) 立入検査については、検査の実施体制を見直すなどして、計画的に検査を実施すること。

(3) 検査の結果、特に改善を要する事項として文書で指導等を行ったものについては、期限を定めて改善結果についての報告を求めること。

(4) 公益法人管理台帳については、「公益法人管理台帳の記載内容について」（平成14年6月26日総務第427号総務部長通知）を踏まえ、適切に整備すること。

(別表)

監査対象法人及び当該法人に対する平成13年度補助金等の概要

法人所管部局	監 査 対 象 法 人 名	補 助 金 等 所 管 部 局	区 分	事 業 名	開始 年度	補 助 率 等	補助等金額 (円)
総 合 企 画 部	(社)北海道広報協会	総合企画部	補助金	北海道広報協会運営推進事業	昭41	定額	6,294,000
環 境 生 活 部	(社)北海道猟友会	総 務 部 環境生活部 環境生活部 環境生活部 環境生活部 環境生活部 環境生活部 環境生活部	交付金 補助金 補助金 委託料 委託料 委託料 委託料 委託料	狩猟者登録税等交付金 猟場環境整備事業 狩猟適正化指導事業 ガンカモ科鳥類の生息調査業務 道外者の狩猟者登録申請指導業務 エゾシカライトセンサス調査業務 エゾシカ個体分析等調査業務	昭47 平 9 昭43 昭49 昭51 平 9 平 9	定額 1/2以内 1/2以内	3,850,000 826,000 1,804,000 800,310 854,700 5,331,000 5,025,000
保 健 福 祉 部	(社)北海道衛生団体連合会	環境生活部 保健福祉部 保健福祉部	補助金 補助金 補助金	資源リサイクル道民運動事業 衛生活動推進事業 衛生活動推進事業（地区衛生組織活動等事業）	平 4 昭57 昭30	10/10以内 定額 定額	820,000 3,316,000 5,440,000
	(財)北海道老年医学研究協会	保健福祉部	補助金	老年医学研究事業	昭48	1/2以内	3,595,000
	(社)札幌歯科医師会	保健福祉部	補助金	歯科衛生士養成所臨床実習事業	昭56	10/10以内	3,124,000
	(社)北海道全調理師会	保健福祉部	補助金	栄養改善普及事業	昭38	1/2以内	3,442,000
	(社)北海道栄養士会	保健福祉部	補助金	栄養改善普及事業	昭44	1/2以内	3,098,000
	(財)北海道連合遺族会	保健福祉部	補助金	北海道連合遺族会運営事業	昭27	定額	4,720,000
	(社)北海道手をつなぐ育成会	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	補助金 補助金 委託料	北海道手をつなぐ育成会運営事業 在宅知的障害者集団療育事業 「障害者の明るいくらし」促進事業（知的障害者生活文化教室開催事業）	昭37 昭53 平 7	定額 定額	4,940,000 1,704,000 2,185,000
	(社)北海道視力障害者福祉連合会	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部	補助金 補助金 委託料	北海道視力障害者福祉連合会運営事業 障害者相談員設置事業（盲人相談員） 「障害者の明るいくらし」促進事業（盲人介助員派遣事業）	昭49 昭57 昭47	定額 10/10以内	2,540,000 2,471,000 1,108,000
	(財)北海道腎臓バンク	保健福祉部 保健福祉部	補助金 委託料	腎移植対策事業 臓器移植体制整備業務	昭53 平12	1/2以内	1,014,000 6,817,738
	(社)北海道薬剤師会	保健福祉部 保健福祉部 教 育 庁	補助金 委託料 委託料	薬事知識啓発事業 医薬品等に係る相談業務 学校環境衛生調査業務	昭47 平10 平13	定額	4,190,000 2,545,664 2,016,275

	(社)胆振西部医師会	保健福祉部 保健福祉部	補助金 補助金	看護師等養成事業 地域医療情報化推進事業	昭46 平12	10/10以内 1/2以内	6,945,000 209,000
経 済 部	(社)北海道技能士会	経 済 部 経 済 部	補助金 委託料	北海道技能士会運営事業 「技能ふれあい教室」開催委託業務	昭44 平12	定額・1/3以内	7,472,000 4,102,000
	(社)北海道観光土産品協会	経 済 部	補助金	観光土産品育成事業	昭54	定額	4,536,000
	(社)北海道障害者雇用促進協会	経 済 部	補助金	北海道障害者雇用促進事業	昭48	1/2以内	5,004,000
	(社)ジェネティクス北海道	農 政 部 農 政 部	補助金 委託料	家畜改良指導事業 北海道優良基幹種雄牛育成事業委託業務	昭59 平 8	定額	577,000 12,396,800
水 産 林 務 部	(社)北海道内水面漁業連合会	水産林務部 水産林務部 水産林務部	補助金 委託料 委託料	内水面漁業育成強化対策事業 研修館水槽管理等業務 森・増毛・真狩支場の給餌業務	平 5 平 7 平10	定額・1/2以内	4,458,000 1,920,000 3,249,000
	(社)北海道国土緑化推進委員会	水産林務部 水産林務部	補助金 委託料	緑化思想普及事業 緑化関連事業実施状況調査業務	平 9 平 9	1/2以内	1,259,000 530,000
	(社)北海道マンション管理組合連合会	建 設 部	補助金	マンション管理相談事業	平 5	2/3以内	3,200,000
建 設 部	(社)北海道住宅建築協会	建 設 部 建 設 部 建 設 部 建 設 部	補助金 補助金 補助金 補助金	北方型モデル住宅展示事業 住宅部・資材開発等支援事業 住宅拡販事業 分別解体モデル事業	平 5 平11 平12 平13	2/3以内 2/3以内 2/3以内 2/3以内	4,000,000 2,000,000 2,000,000 1,600,000
	(財)北海道国際交流センター	総 務 部 総 務 部	補助金 補助金	国際交流推進事業（第23回国際交流のつどい） 国際交流推進事業（第16回日本語・日本文化講座夏期セミナー）	昭57 昭61	1/3以内 1/3以内	1,080,000 2,016,000
	(財)札幌彫刻美術館	教 育 庁	補助金	芸術文化事業（文化団体活動費補助金・彫刻美術鑑賞事業）	昭56	定額	3,240,000
	(社)北海道警備業協会	経 済 部 警 察 本 部	補助金 委託料	事業内職業訓練運営事業 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習委託業務	平 5 平 5	2/3以内	3,584,000 4,810,334
警 察 本 部	(財)北海道防犯団体連合会	警 察 本 部 警 察 本 部	補助金 委託料	北海道防犯団体連合会運営事業 風俗営業所現地調査及び風俗営業所管理者講習委託業務	昭36 昭60	定額	6,090,000 6,224,841

